

蔵王町
第4期障害者計画
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画



平成30年
蔵王町

はじめに



本町では、平成27年3月に、平成27年度から平成29年度を計画期間とした「第3期障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進と障害福祉サービスの充実に努めてまいりました。

このたび、計画期間の終了に伴い、第五次蔵王町長期総合計画の「健やかなまちづくり」の基本方針のもと、障害者基本法に基づく障害者計画の見直しを行うとともに、障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画を一体的に策定いたしました。

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現に向けた取組を行うべきとしています。このことを踏まえ、今回の計画では、『障がいのある人が自分らしく生活できる蔵王町』を基本理念とし、障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができるノーマライゼーションの理念の実現（共生社会の実現）に努めるとともに、障がいのある人を地域で包み込み、自分らしく生きることを支援する社会づくりを目指しています。

本計画の実現に向けては、町民、関係機関や団体、行政等が協働して取り組んでいくことが重要であり、今後とも、計画の推進体制を整備しながら、施策・事業の推進に努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言いただきました町民の皆様、蔵王町障害者計画等策定委員会委員の皆様、関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

蔵王町長 村上 英人

目 次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 法令の根拠.....	4
第3節 計画の性格・位置づけ.....	4
第4節 計画の対象.....	5
第5節 計画の期間.....	5
第6節 計画の策定体制	6
第7節 基本指針の見直しについて	7
第2章 計画の基本的な考え方.....	9
第1節 基本理念.....	11
第2節 基本的視点.....	11
第3節 施策の体系.....	12
第3章 障がい者を取り巻く状況.....	15
第1節 人口の状況.....	17
第2節 障がい者の状況	18
第3節 障害福祉サービスの利用状況.....	23
第4節 数値目標の達成状況.....	29
第4章 障害者計画.....	31
第1節 地域生活を支える体制づくり	33
(保健・医療、生活支援)	
第2節 生きがいもてる地域社会づくり	37
(雇用・就労、社会参加)	
第3節 共に生きる地域社会づくり	40
(交流、差別の解消、権利擁護の推進)	
第4節 安心・安全な環境づくり	44
第5章 障害福祉計画.....	51
第1節 平成32年度における成果目標	53
第2節 障害福祉サービスの充実	56
第3節 地域生活支援事業の充実	64

第6章 障害児福祉計画	71
第1節 障がい児の状況	73
第2節 平成32年度における成果目標	77
第3節 障がい児の保健・相談の充実	78
第4節 障がい児保育・教育の充実	79
第7章 計画の推進	85
第1節 計画の推進体制	87
第2節 計画の進行管理と評価	88
資料編	89
1. 蔵王町障害者計画等策定委員会設置要綱	91
2. 蔵王町障害者計画等策定委員会委員名簿	93
3. 策定経過	94

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や病名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

※元号については、2019年5月1日の改元が予定されていますが、本計画が策定された2018年（平成30年）3月時点では新元号が未定であるため、2019年（平成31年）5月以降についても「平成」の表記を使用しています。

第1章 計画の概要

第 1 節 計画策定の趣旨

本町では、現障害者計画・障害福祉計画の「障がいのある人が自分らしく生活できる蔵王町」を基本理念として、「社会の一員として生きることができるように」、「住み慣れた地域で自立して生きることができるように」、「誇りをもって生きることができるように」という3つの視点により、障がい者関連施策を総合的に推進しています。それぞれの計画は、平成 29 年度までを期間とするものであり、両計画の終了を迎えることから、このたび、平成 30 年度からの新たな計画を策定するものです。

平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）では、障がいを理由とする差別について、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の二つに分けて整理し、差別行為を禁止しています。また、平成 30 年 4 月から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（「改正法」）では、新たなサービスの創設と障害児福祉計画の策定が加わり、地域での生活の維持と継続のための環境整備が進められています。

本町における平成 30 年度からの新たな計画の策定にあたっては、国の制度改正の動向及び宮城県「みやぎ障害者プラン」を基本にするとともに、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念などを踏まえ、これまでの取組を継続しつつ、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に策定します。

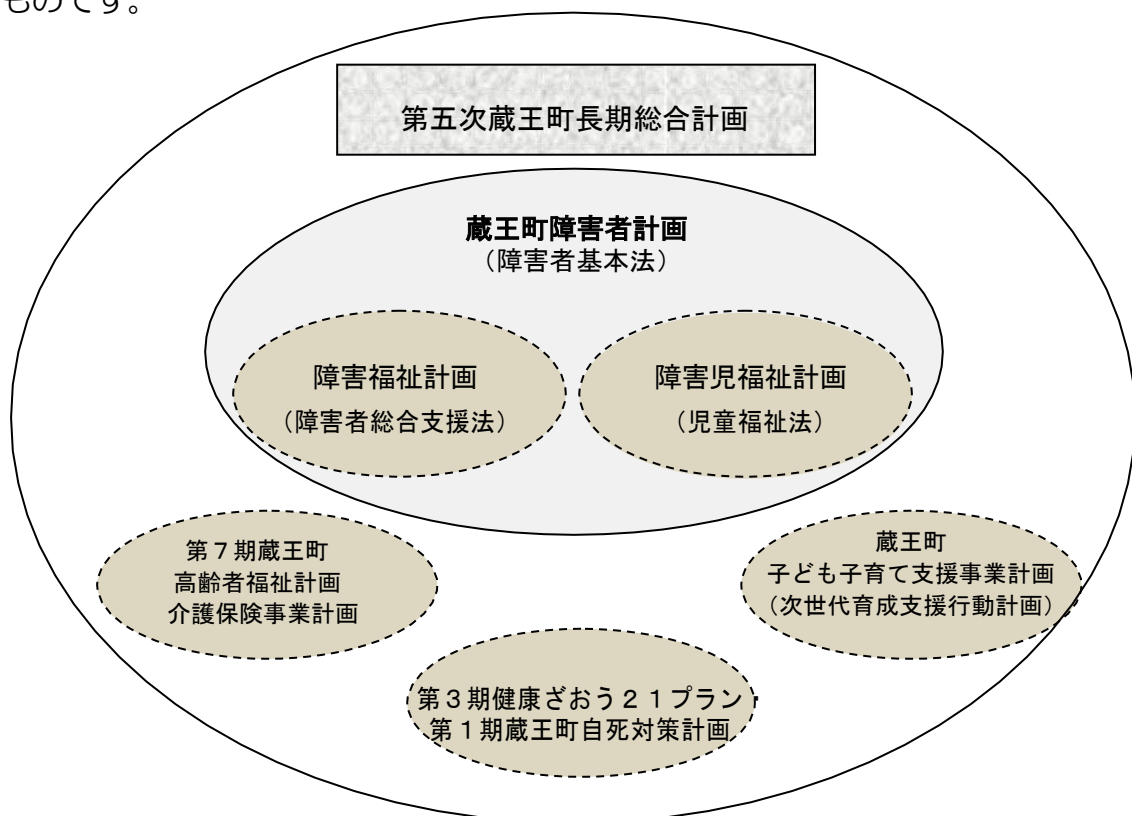
第2節 法令の根拠

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めるものです。障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められている「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

このため、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関する部分の障害福祉サービス等に関する実施計画としての位置づけとなります。

第3節 計画の性格・位置づけ

本計画は、県の「みやぎ障害者プラン」をはじめ、本町の上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」及び「第7期蔵王町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「蔵王町第3期健康ざおう21プラン・第1期蔵王町自死対策計画」、「蔵王町子ども子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）」などの関連計画との整合性を図り策定したもので、本町の障がいのある人のための施策を進めるために基本方針を示すものです。



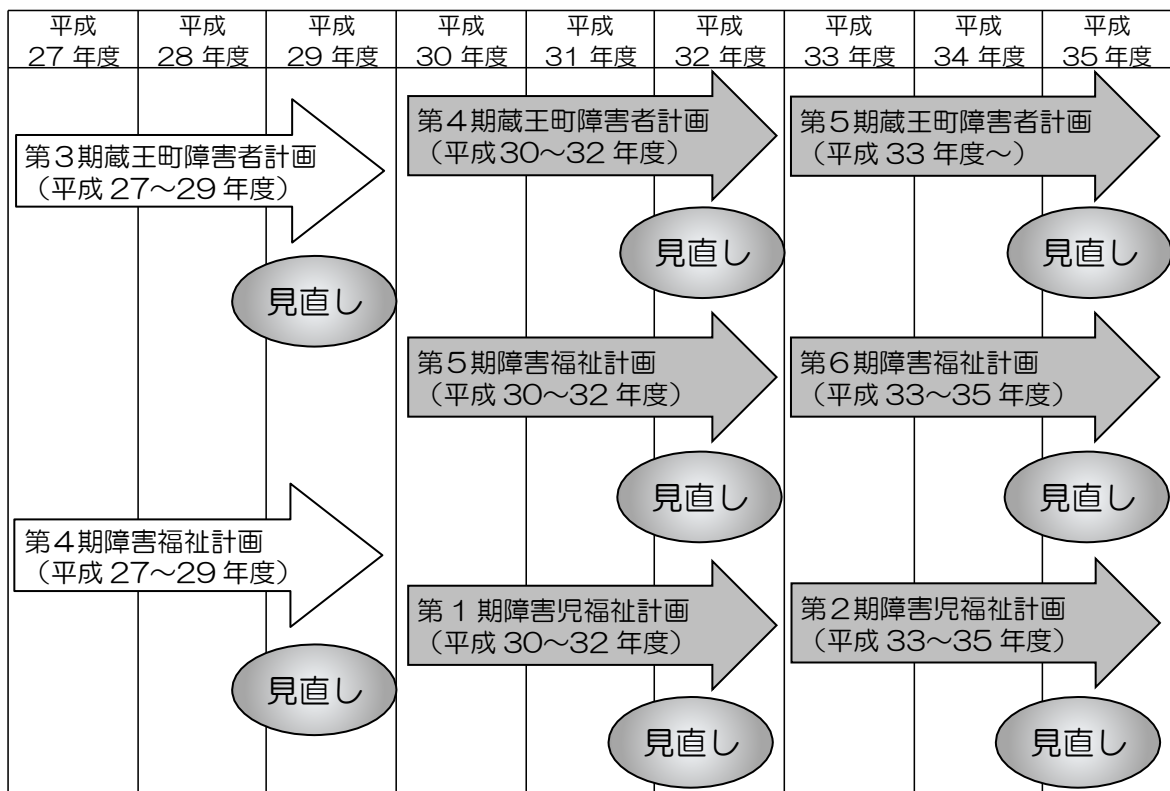
第4節 計画の対象

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障害、知的障害、又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」、また、同法改正の際の付帯決議にある「難病等に起因する身体又は精神上の障害を有する人であって継続的に生活上の支障がある人」、及び、発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害のある人」とします。

第5節 計画の期間

蔵王町障害者計画は「第4期障害者計画」とし、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

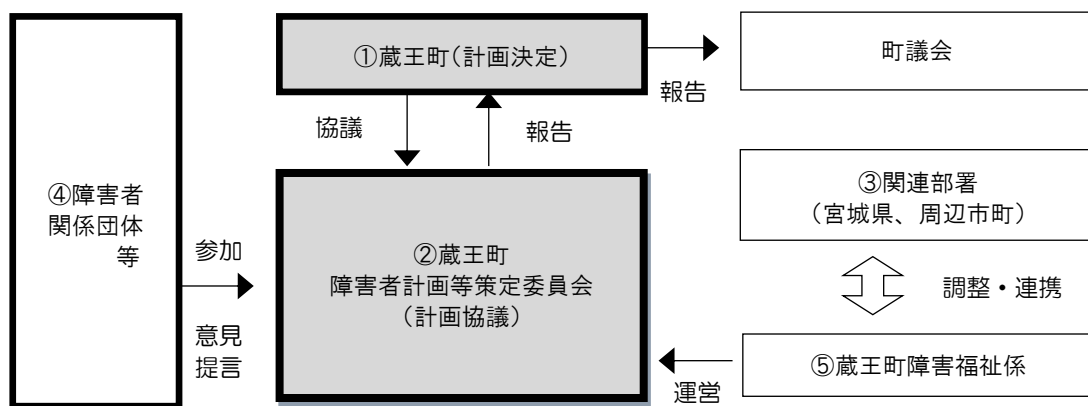
また、蔵王町障害福祉計画は「第5期障害福祉計画」、新たに策定する障害児福祉計画は「第1期障害児福祉計画」とし、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とし、各計画ともに平成32年度に見直しを行い、次期計画を策定します。ただし、社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。



第6節 計画の策定体制

町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、サービス利用者等で構成する「蔵王町障害者計画等策定委員会」において、蔵王町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関して審議し、計画策定を行いました。

なお、障害者手帳所持者等を対象に福祉についての意識調査の結果を踏まえ、計画策定にその結果を反映したものです。また、計画素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、宮城県と調整を図りながら策定しました。



(参考：アンケート調査について)

●調査目的

平成 29 年度に『蔵王町障害者計画・障害福祉計画』の見直しを行うため、計画見直しの基礎資料として、町民の皆様の日常生活や、福祉サービスに関する考えなどをお伺いするため、アンケート調査を実施しました。

●調査名 福祉に関するアンケート調査

●調査期間 平成 29 年 8 月

●調査方法 郵送によるアンケート調査

●調査主体 蔵王町保健福祉課障害福祉係

●回収結果

調査対象	配布数	回収数*	回収率
身体障害者手帳所持者	140 票	97 票	69.3%
療育手帳所持者	50 票	32 票	64.0%
精神障害者保健福祉手帳所持者	25 票	20 票	80.0%
障がい児	20 票	10 票	50.0%
全体	235 票	159 票	67.7%

※回収数は、各障がい者宛調査票の回収数であるため、設問の回答数とは一致しない

第7節 基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画は、現行の第4期計画の計画期間が平成29年度末までであること、また、児童福祉法の改正により、都道府県・市町村において障害児福祉計画を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする第5期計画の作成に係る基本指針について、国では、平成28年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、平成29年1月6日に開催された障害者部会において、見直しの方向性が示されています。

基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を一層進めること及び「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進に向け、都道府県において基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、積極的な働きかけを行います。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加します。

【障がい児のサービス提供体制の計画的な構築】

平成 28 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し障害児福祉計画の作成を義務付けられることとなったため、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築します。また、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等を行います。

【地域共生社会の実現に向けた取組】

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進します。

【発達障がい者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障がい者支援の体制整備を計画的に進めるため、発達障害者支援地域協議会設置が重要です。可能な限り身近な場所において、必要な支援を受けられるよう発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮をします。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画においては、障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができるノーマライゼーションの理念の実現（共生社会の実現）に努めるとともに、障がいのある人を地域で包み込み、自分らしく生きることを支援する社会づくりを目指し、次の基本理念を定めます。

障がいのある人が 自分らしく生活できる蔵王町

第2節 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本的視点として、障がいのある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生きることができる町づくりに向けて施策を推進します。

1. 社会の一員として生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、同じ町民として当たり前前は当たり前のこととした生活ができる町にします。

2. 住み慣れた地域で自立して生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、自分らしい生き方を自ら選択、決定し、家族等に支えられながら、自立した生活ができる町にします。

3. 誇りをもって生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、障がいのある人もその家族も、誇りをもって生活することができる町にします。

第3節 施策の体系

■障害者計画

第1節 地域生活を支える体制づくり (保健・医療、生活支援)	1. 保健事業の充実	(1) 健康教育の推進
		(2) 健康相談の充実
		(3) 特定健康診査・保健指導の実施
	2. 医療体制の充実	(1) 安心できる医療体制の確立
		(2) リハビリテーション体制の整備
		(3) 心身障害者医療費の助成
		(4) 難病患者への支援
	3. 生活支援の充実	(1) 障がい者(児)福祉サービスの充実
		(2) 地域生活支援事業の充実
第2節 生きがいもてる地域社会づくり (雇用・就労、社会参加)	1. 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発	(1) 法定雇用率の達成
		(2) 各種制度等の普及・啓発
	2. 就労支援体制の強化	(1) 相談・助言体制の充実
		(2) 関係機関等との連携による就労支援の充実
		(3) 障害者優先調達推進法の活用
	3. 様々な活動への参加促進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
		(2) 文化・芸術活動の推進
		(3) 公共施設の利用促進
	第3節 共に生きる地域社会づくり (交流、差別の解消、権利擁護の推進)	1. 障がいのある人への理解促進
(2) 小・中学校における福祉教育の推進		
(3) 障がいを理由とする差別の解消		
(4) 障がい者等に対する虐待の防止		
2. ボランティア活動の推進		(1) ボランティア養成講座の充実
		(2) NPO・ボランティア団体等の支援
3. 地域ぐるみの支援体制の整備		(1) 地域福祉計画の策定
		(2) 身体・知的障害者相談員の設置
		(3) 各団体間のネットワークの整備
		(4) 当事者活動の育成・支援
第4節 安心・安全な環境づくり	1. 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 公共施設などの整備・改善
		(2) 道路・交通安全施設の整備
		(3) 移動環境の整備
	2. 住まいの整備	(1) 公営住宅のバリアフリー化
		(2) 住宅改修の支援
		(3) グループホーム等の確保
	3. 地域防災・安全対策の推進	(1) 防犯対策の充実
		(2) 防災意識の向上
		(3) 緊急時における避難支援体制の整備

■障害福祉計画

障害福祉サービスの充実	1. 訪問系サービス	(1) 居宅介護（ホームヘルプ）
		(2) 重度訪問介護
		(3) 行動援護
		(4) 同行援護
		(5) 重度障害者等包括支援
	2. 日中活動系サービス	(1) 生活介護
		(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
		(3) 就労移行支援
		(4) 就労継続支援（A型・B型）
		(5) 就労定着支援
		(6) 療養介護
		(7) 短期入所（ショートステイ）
	3. 居住系サービス	(1) 自立生活援助
		(2) 共同生活援助（グループホーム）
		(3) 施設入所支援
	4. 指定相談支援サービス	(1) 計画相談支援（サービス等利用計画作成）
		(2) 地域移行支援
		(3) 地域定着支援
	5. その他の障害福祉サービス	(1) 補装具費の支給
		(2) 自立支援医療
(3) 療養介護医療		
地域生活支援事業の充実	1. 障害者相談支援事業	
	2. 自立支援協議会事業	
	3. 成年後見制度利用支援事業	
	4. 理解促進研修・啓発事業	
	5. 自発的活動支援事業	
	6. 意思疎通支援事業	
	7. 日常生活用具給付等事業	
	8. 手話奉仕員等養成研修事業	
	9. 移動支援事業	
	10. 地域活動支援センター事業	
	11. 日中一時支援事業	
	12. 訪問入浴サービス事業	
	13. 自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業	

■障害児福祉計画

障害児の保健・相談の充実	1. 妊婦健康診査の充実	
	2. 乳幼児健康診査・相談の充実	
	3. 早期療育指導の充実	
障害児保育・教育の充実	1. 障害児福祉サービスの充実	(1) 児童発達支援
		(2) 放課後等デイサービス
		(3) 保育所等訪問支援
		(4) 居宅訪問型児童発達支援
		(5) 障害児相談支援
	2. 子ども・子育て支援等における体制整備	
	3. 障害児の教育の充実	(1) 教育相談の充実
		(2) 就学支援・相談体制の充実
		(3) 特別支援教育の推進
		(4) 教職員の資質向上
		(5) 進路指導体制の充実
(6) 学校施設のバリアフリー化		



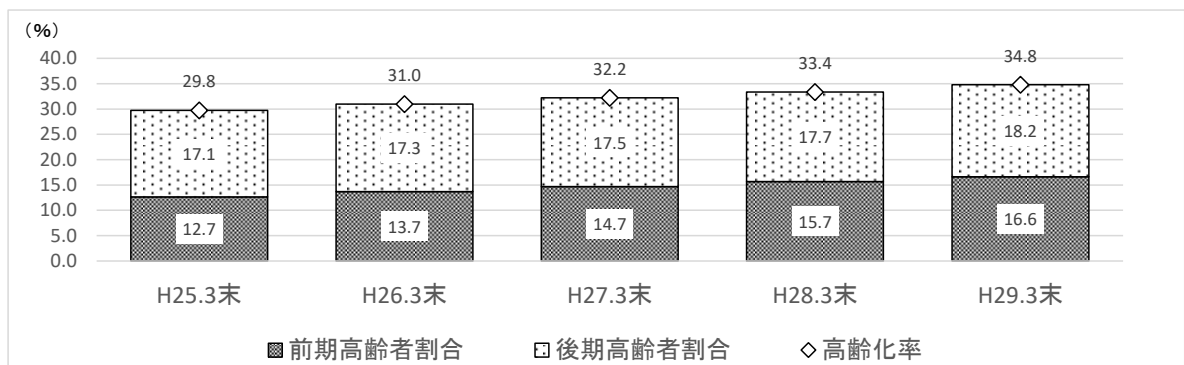
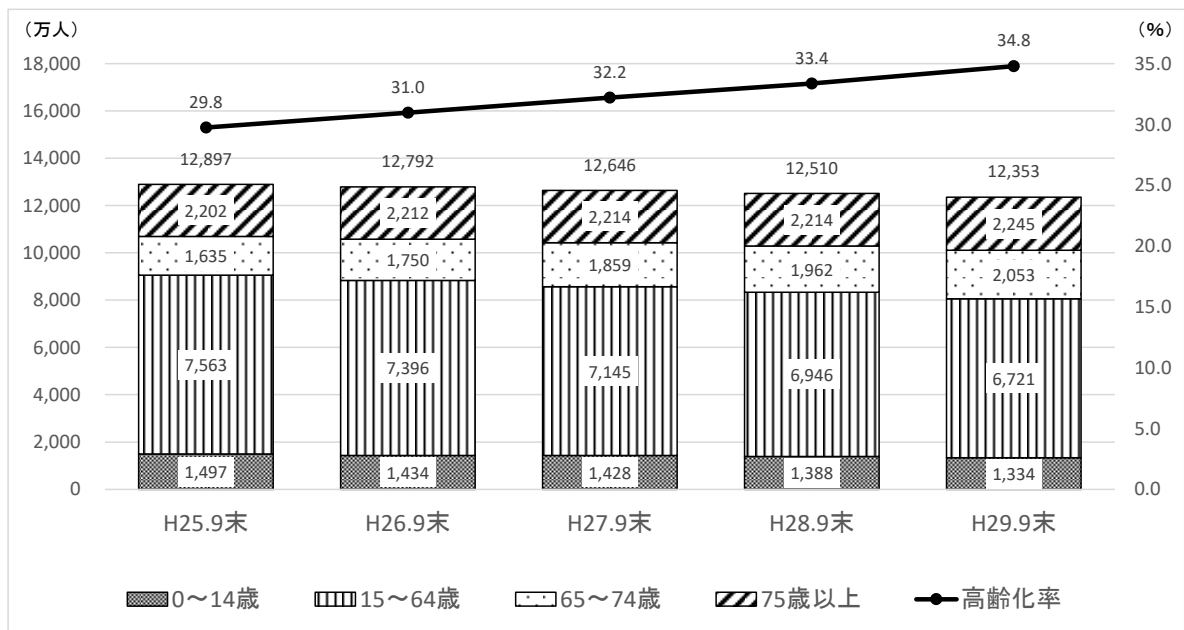
第3章 障がい者を取り巻く状況

第1節 人口の状況

蔵王町の人口は、各年9月末で推移をみると、平成 25（2013）年以降、ゆるやかな減少傾向にあります。平成 29（2017）年9月末現在の総人口は 12,353 人となっています。

人口構成では、生産年齢人口（15歳～64歳）が大きく減少しており、平成 25 年から平成 29 年にかけて 842 人減少しています。一方、高齢者人口は増加しており、高齢化率は平成 25 年の 29.8%から平成 29 年には 34.8%へと5ポイント上昇しています。

【蔵王町の人口推移】



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

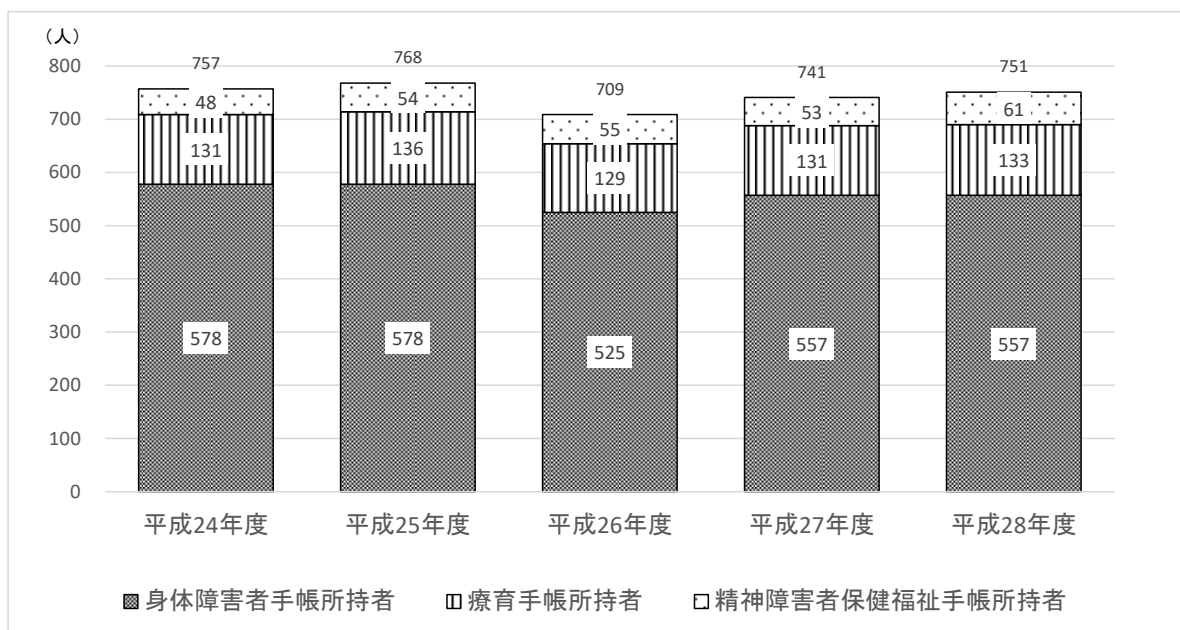
第2節 障がい者の状況

1. 障害者手帳所持者数の状況

本町の障害者手帳所持者数は、平成24年度以降、700人台で推移しています。

障がい種別の手帳所持者の構成では、身体障害者手帳所持者が平成24年度の578人（76.4%）から平成28年度の557人（74.2%）とやや減少しています。療育手帳所持者では平成24年度の131人（17.3%）から平成28年度の133人（17.7%）とはほぼ横ばいで推移しています。精神障害者保健福祉手帳所持者では平成24年度の48人（6.3%）から平成28年度の61人（8.1%）へと増加しており、構成比では1.8ポイント増となっています。

【障がい別の手帳所持者数の推移】



	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳所持者	578人 76.4%	578人 75.3%	525人 74.0%	557人 75.2%	557人 74.2%
療育手帳所持者	131人 17.3%	136人 17.7%	129人 18.2%	131人 17.7%	133人 17.7%
精神障害者保健福祉手帳所持者	48人 6.3%	54人 7.0%	55人 7.8%	53人 7.2%	61人 8.1%
合計（延人数）	757人	768人	709人	741人	751人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

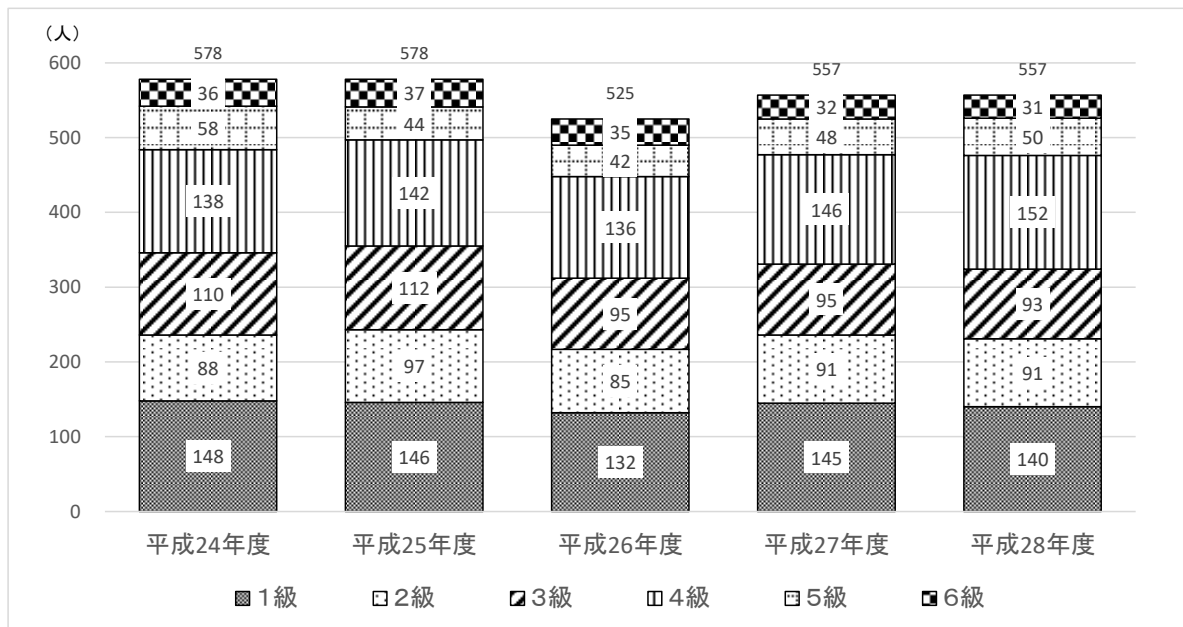
2. 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者の等級別状況では、平成 28 年度で1級が 140 人 (25.1%)、2級が 91 人 (16.3%)、3級が 93 人 (16.7%)、4級が 152 人 (27.3%) などとなっています。

平成 24 年度からの推移をみると、平成 26 年度に3級が大きく減少していますが、平成 27 年度に4級がやや増加し、その後はほぼ横ばい傾向となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	148 人 25.6%	146 人 25.3%	132 人 25.1%	145 人 26.0%	140 人 25.1%
2 級	88 人 15.2%	97 人 16.8%	85 人 16.2%	91 人 16.3%	91 人 16.3%
3 級	110 人 19.0%	112 人 19.4%	95 人 18.1%	95 人 17.1%	93 人 16.7%
4 級	138 人 23.9%	142 人 24.6%	136 人 25.9%	146 人 26.2%	152 人 27.3%
5 級	58 人 10.0%	44 人 7.6%	42 人 8.0%	48 人 8.6%	50 人 9.0%
6 級	36 人 6.2%	37 人 6.4%	35 人 6.7%	32 人 5.7%	31 人 5.6%
合計	578 人	578 人	525 人	557 人	557 人

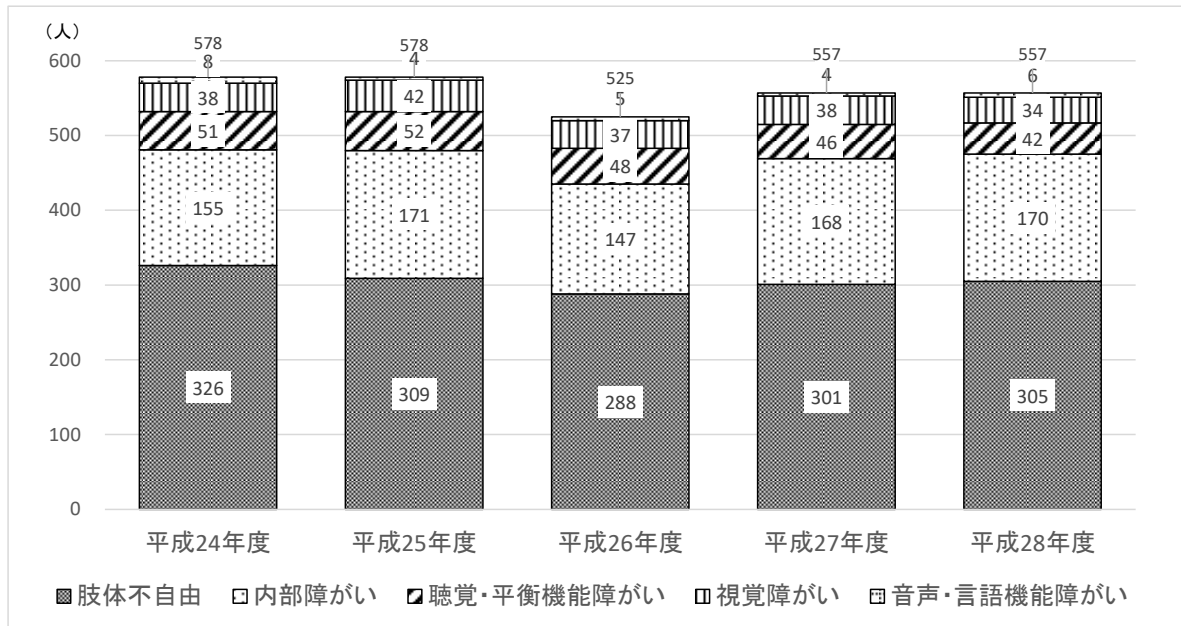
資料：保健福祉課（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の障がい種別推移

身体障害者手帳所持者の障がい種別状況では、平成 28 年度で肢体不自由が半数以上を占める 305 人 (54.8%)、内部障がい が 170 (30.5%)、聴覚・平衡機能障がい が 42 人 (7.5%)、視覚障がい が 34 人 (6.1%) などとなっています。

障がい種別に平成 24 年度の構成比と比較してみると、内部障がい が 3.7 ポイント増加していますが、他はわずかに減少で推移しています。

【身体障害者手帳所持者における障がい種別の推移】



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体不自由	326 人	309 人	288 人	301 人	305 人
	56.4%	53.5%	54.9%	54.0%	54.8%
内部障がい	155 人	171 人	147 人	168 人	170 人
	26.8%	29.6%	28.0%	30.2%	30.5%
聴覚・平衡機能障がい	51 人	52 人	48 人	46 人	42 人
	8.8%	9.0%	9.1%	8.3%	7.5%
視覚障がい	38 人	42 人	37 人	38 人	34 人
	6.6%	7.3%	7.0%	6.8%	6.1%
音声・言語機能障がい	8 人	4 人	5 人	4 人	6 人
	1.4%	0.7%	1.0%	0.7%	1.1%
合計	578 人	578 人	525 人	557 人	557 人

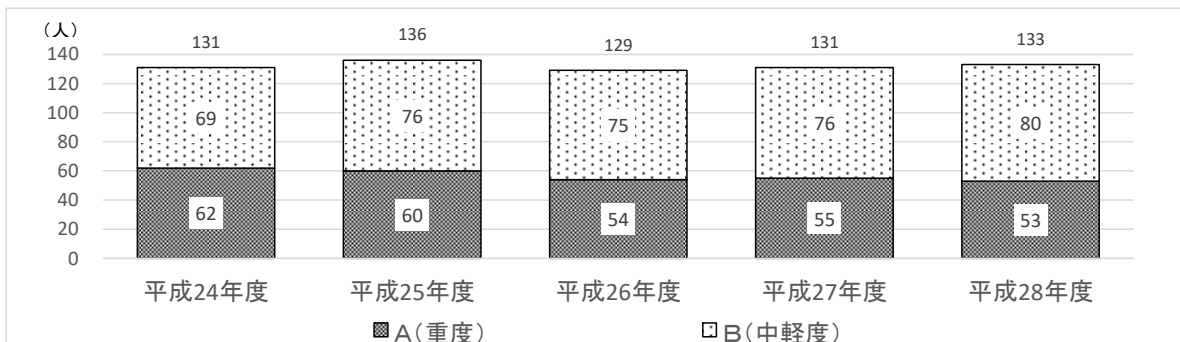
資料：保健福祉課（各年度末現在）

2. 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の等級別状況では、平成 28 年度で療育手帳 A が 53 人 (39.8%)、療育手帳 B が 80 人 (60.2%) となっています。平成 24 年度の構成比と比較してみると、療育手帳 A が減少し、療育手帳 B が増加しています。

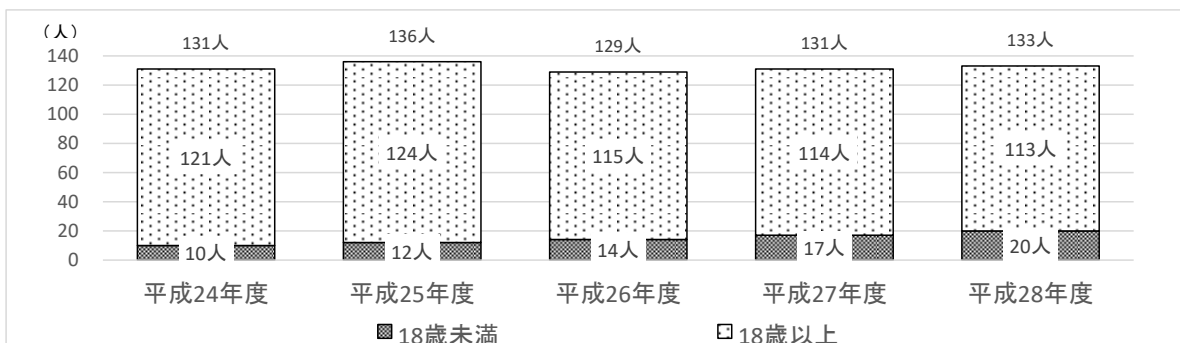
年齢別の状況では、平成 28 年度の 18 歳未満が 20 人 (15.0%)、18 歳以上が 113 人 (85.0%) となっており、平成 24 年度と比較してみると、18 歳未満が 7.4 ポイント増加しています。

【等級別の療育手帳所持者数の推移】



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A (重度)	62 人 47.3%	60 人 44.1%	54 人 41.9%	55 人 42.0%	53 人 39.8%
B (中軽度)	69 人 52.7%	76 人 55.9%	75 人 58.1%	76 人 58.0%	80 人 60.2%
合計	131 人	136 人	129 人	131 人	133 人

【年齢別の療育手帳所持者数の推移】



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
18 歳未満	10 人 7.6%	12 人 8.8%	14 人 10.9%	17 人 13.0%	20 人 15.0%
18 歳以上	121 人 92.4%	124 人 91.2%	115 人 89.1%	114 人 87.0%	113 人 85.0%
合計	131 人	136 人	129 人	131 人	133 人

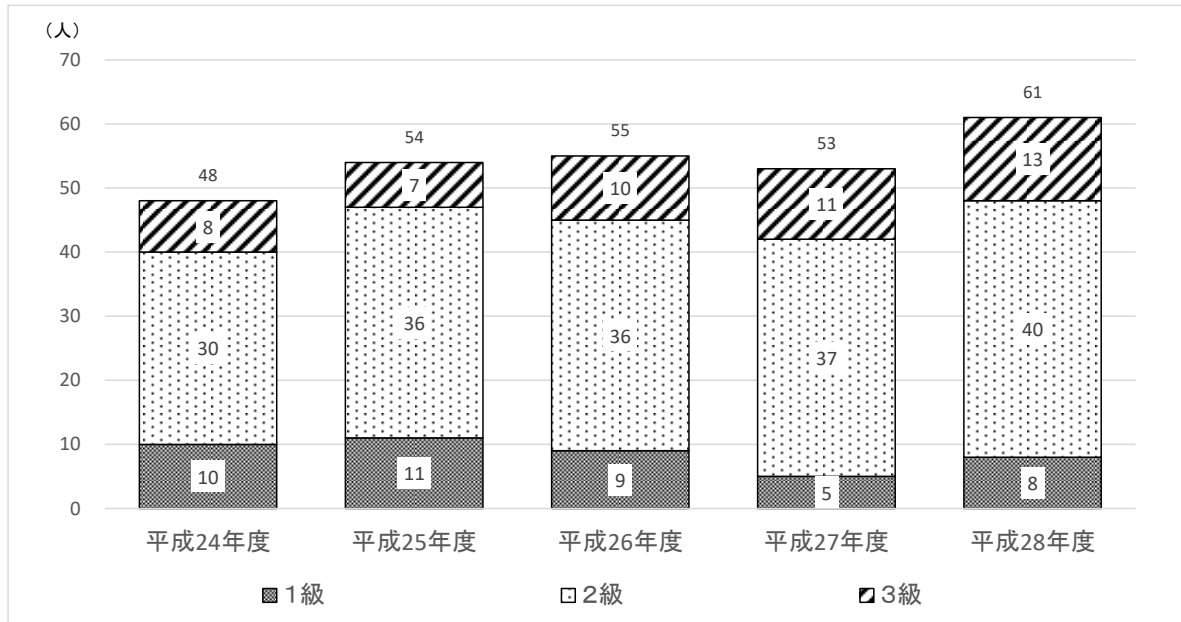
資料：保健福祉課（各年度末現在）

3. 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別状況では、平成 28 年度で1級が8人（13.1%）、2級が40人（65.6%）、3級が13人（21.3%）となっています。平成 24 年度の構成比と比較してみると、1級が 7.7 ポイント減、2級が 3.1 ポイント増、3級が 4.6 ポイント減となっており、2級と3級の手帳所持者が増加している状況です。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 級	10 人 20.8%	11 人 20.4%	9 人 16.4%	5 人 9.4%	8 人 13.1%
2 級	30 人 62.5%	36 人 66.7%	36 人 65.5%	37 人 69.8%	40 人 65.6%
3 級	8 人 16.7%	7 人 13.0%	10 人 18.2%	11 人 20.8%	13 人 21.3%
合計	48 人	54 人	55 人	53 人	61 人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者の推移

自立支援医療（精神通院）受給者の推移では平成 28 年度が 146 人となっており、平成 24 年度と比較してみると 17 人増加している状況にあります。

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数	129 人	138 人	133 人	141 人	146 人

資料：保健福祉課（各年度末現在）

第 3 節 障害福祉サービスの利用状況

1. 訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成 28 年度現在、計画値を上回るサービスはありません。

「居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援」では、利用者はほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度では 75.0%の利用となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括 支援	利用者数	人/月	計画値	13	15	16
			実績値	13	13	12
			達成率	100.0%	86.7%	75.0%
	利用量	時間/年	計画値	316	520	530
			実績値	483	537	478
			達成率	152.8%	103.3%	90.2%
行動援護	利用者数	人/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用量	時間/年	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	利用者数	人/月	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用量	時間/年	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、平成 28 年度でみると、「生活介護」「就労継続支援（A 雇用型）」で計画値を上回る実績となっていますが、それ以外では計画値を下回っています。

「就労移行支援」の利用者は 1 人、「自立訓練（機能訓練）」「短期入所（医療型）」では、利用者はいませんでした。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活介護	利用量	人日／月	計画値	594	616	616
			実績値	571	674	727
			達成率	96.1%	109.4%	118.0%
	利用者数	人／月	計画値	27	28	28
			実績値	28	32	33
			達成率	103.7%	114.3%	117.9%
自立訓練 （機能訓練）	利用量	人日／月	計画値	22	22	22
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人／月	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 （生活訓練）	利用量	人日／月	計画値	22	22	22
			実績値	0	22	21
			達成率	0.0%	100.0%	95.5%
	利用者数	人／月	計画値	1	1	1
			実績値	0	1	1
			達成率	0.0%	100.0%	100.0%
就労移行支援	利用量	人日／月	計画値	220	176	220
			実績値	22	0	21
			達成率	10.0%	0.0%	9.5%
	利用者数	人／月	計画値	10	8	10
			実績値	1	0	1
			達成率	10.0%	0.0%	10.0%

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
就労継続支援 (A雇用型)	利用量	人日/月	計画値	154	154	130
			実績値	126	209	225
			達成率	81.8%	135.7%	173.1%
	利用者数	人/月	計画値	7	7	6
			実績値	6	10	11
			達成率	85.7%	142.9%	183.3%
就労継続支援 (B非雇用型)	利用量	人日/月	計画値	484	616	660
			実績値	595	611	648
			達成率	122.9%	99.2%	98.2%
	利用者数	人/月	計画値	22	28	29
			実績値	30	29	32
			達成率	136.4%	103.6%	110.3%
療養介護	利用者数	人/月	計画値	3	3	3
			実績値	2	1	1
			達成率	66.7%	33.3%	33.3%
短期入所 (福祉型)	利用量	人日/月	計画値	14	7	7
			実績値	0	14	5
			達成率	0.0%	200.0%	71.4%
	利用者数	人/月	計画値	1	1	1
			実績値	0	2	1
			達成率	0.0%	200.0%	100.0%
短期入所 (医療型)	利用量	人日/月	計画値	0	7	7
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%

3. 居住系サービス

居住系サービスは、ほぼ計画値の利用となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	計画値	20	20	20
			実績値	19	18	22
			達成率	95.0%	90.0%	110.0%
施設入所支援	利用者数	人/月	計画値	22	20	19
			実績値	20	21	21
			達成率	90.9%	105.0%	110.5%

4. 相談支援

「計画相談支援」は、障害福祉サービスを利用する人全てに、特定相談支援事業所の専門相談員が個別計画を作成できるよう、支援しています。平成 28 年度末現在、98.9%の達成率となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
計画相談支援	利用者数	人/月	計画値	3	5	5
			実績値	2	23	19
			達成率	66.7%	460.0%	380.0%
地域移行支援	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%

5. その他の障害福祉サービス

その他の障害福祉サービスでは、「精神通院受給者数」がやや増加しています。40～50 歳代の精神通院受給者が多い状況です。

更生医療は、じん臓機能障害により人工透析療法が必要な人が多く受給しています。

	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補装具支給者数	人/年	実績値	27	21	22
更生医療受給者数	人/年	実績値	35	31	32
精神通院受給者数	人/年	実績値	134	142	146
療養介護医療受給者	人/月	計画値	3	3	3
		実績値	3	2	2
		達成率	100.0%	66.7%	66.7%

6. 地域生活支援事業

平成 28 年度で計画値を上回っているのは、「障害者相談支援事業」「自立生活支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」となっています。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害者相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施か所	か所	計画値	0	1	1
			実績値	0	2	2
			達成率	0.0%	200.0%	200.0%
基幹相談支援センター	実施か所	か所	計画値	0	1	1
			実績値	0	1	1
			達成率	0.0%	100.0%	100.0%
自立支援協議会事業	実施か所	か所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%
成年後見制度利用支援事業	実施か所	か所	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	1
			達成率	0.0%	0.0%	100.0%
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業	派遣	人	計画値	3	3	4
			実績値	3	2	2
			達成率	100.0%	66.7%	50.0%
手話奉仕員等養成研修事業	入門課程 修了者数	人	計画値	0	5	2
			実績値	0	4	2
			達成率	0.0%	80.0%	100.0%
	基礎課程 修了者数	人	計画値	0	0	4
			実績値	0	0	4
			達成率	0.0%	0.0%	100.0%
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	利用件数	件数/年	計画値	2	2	2
			実績値	0	3	2
			達成率	0.0%	150.0%	100.0%
自立生活支援用具	利用件数	件数/年	計画値	3	3	3
			実績値	2	2	6
			達成率	66.7%	66.7%	200.0%
在宅療養等支援用具	利用件数	件数/年	計画値	2	2	2
			実績値	2	4	2
			達成率	100.0%	200.0%	100.0%

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
情報・意思疎通 支援用具	利用件数	件数/年	計画値	2	2	2
			実績値	3	3	7
			達成率	150.0%	150.0%	350.0%
排泄管理支援用具	利用件数	件数/年	計画値	82	200	200
			実績値	115	246	252
			達成率	140.2%	123.0%	126.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	件数/年	計画値	2	1	1
			実績値	0	0	1
			達成率	0.0%	0.0%	100.0%
その他の事業						
理解促進研修・ 啓発事業	研修会の 実施	回/年	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
			達成率	100.0%	100.0%	100.0%
自発的活動支援 事業	研修会等 の開催	回/年	計画値	0	1	1
			実績値	0	1	0
			達成率	0.0%	100.0%	0.0%
移動支援事業	利用量	時間/年	計画値	700	1,000	1,000
			実績値	574	424	352
			達成率	82.0%	42.4%	35.2%
	利用者数	人/月	計画値	5	5	5
			実績値	4	3	3
			達成率	80.0%	60.0%	60.0%
地域活動支援セ ンター	実施か所	か所	計画値	1	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
日中一時支援事 業	利用量	時間/年	計画値	400	750	800
			実績値	990	787	368
			達成率	247.5%	104.9%	46.0%
	利用者数	人/月	計画値	4	5	5
			実績値	5	4	5
			達成率	125.0%	80.0%	100.0%
訪問入浴サービ ス事業	利用量	時間/年	計画値	0	8	8
			実績値	0	8	8
			達成率	0.0%	100.0%	100.0%
	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	1	2
			達成率	0.0%	100.0%	200.0%
自動車運転免許 証取得費助成	利用者数	人/年	実績値	0.0%	0	1
身体障害者自動 車改造費助成	利用者数	人/年	実績値	0.0%	1	2

第4節 数値目標の達成状況

第4期障害福祉計画で定めた地域生活への移行、一般就労への移行等に関する数値目標の達成状況については以下のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

○平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行

○平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減

※平成26年度末において、平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■蔵王町の目標設定と現状

項目	目標数値	見込値	考え方
平成25年度末時点の入所者数(A)	20人		平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成29年度末の 地域生活移行者数(B)	2人	0人	施設入所からグループホームなどへ移行した者の数
	10%	0%	移行割合(B/A)
【目標値】 削減見込(C)	2人	-1人	施設入所者の削減見込数
	10%	-5.0%	削減割合(C/A)

②地域生活支援拠点等の整備

■国が示す基本的な考え方

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度までに各圏域に少なくとも一つを整備する。

■蔵王町の状況

仙南地域自立支援協議会において、仙南圏域の体制整備に向けての検討を行っています。

③福祉施設から一般就労への移行等

- 国が示す基本的な考え方
- 福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍
- 就労移行支援事業の利用者数について、平成 29 年度末における福祉施設の利用者を平成 25 年度末から6割以上増加
- 就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上

■蔵王町の目標設定と現状

項目	目標数値	見込値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	1人		平成 24 年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	9人		平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度 (平成 29 年度) の 一般就労移行者数 (C)	2人	1人	平成 29 年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
	2倍		(C/A)
【目標値】 目標年度 (平成 29 年度) の 就労移行支援事業利用者数 (D)	14人	2人	平成 29 年度における就労移行支援事業利用者数
	5割増		(D/B) -1



第4章 障害者計画

第1節 地域生活を支える体制づくり

(保健・医療、生活支援)

障がいのある児童が健やかに成長し、家族等の不安や負担を軽減していくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取組が大変重要です。

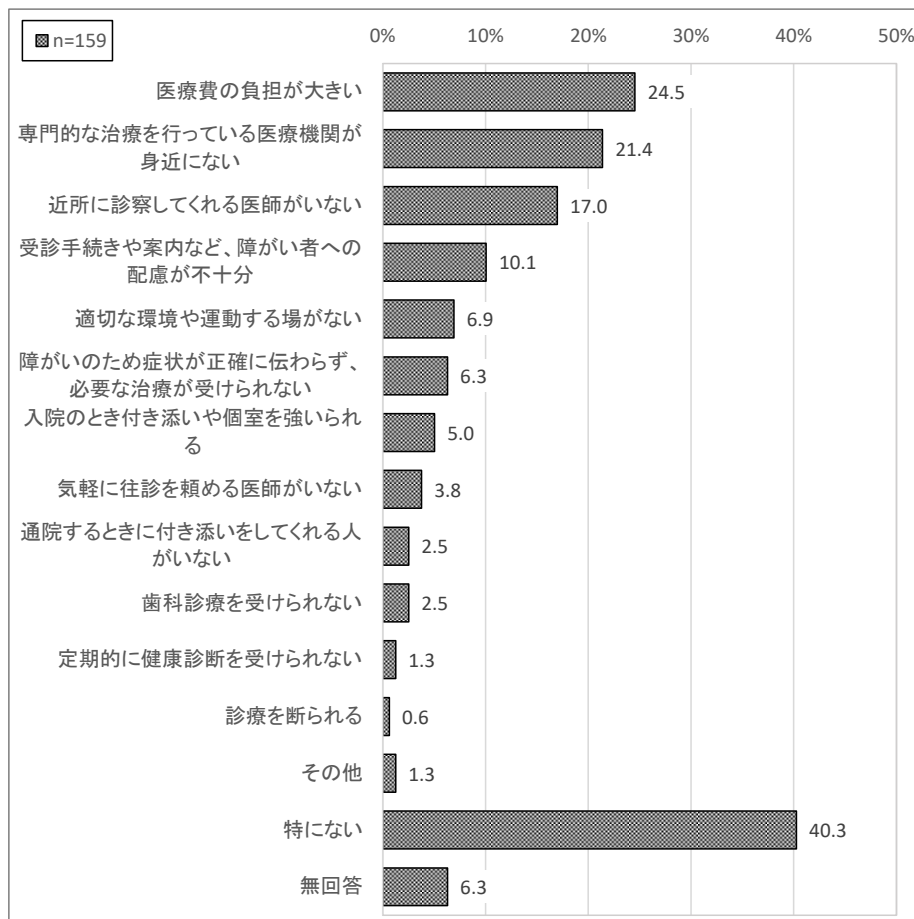
本町では、妊産婦を対象とした保健指導や乳幼児を対象とした各種健診、育児相談を実施し、異常や疾病の早期発見と早期療育指導の充実に、関係機関と連携して努めています。

壮年期以降では、生活習慣病に起因する脳血管疾患や糖尿病などが増えており、特定健康診査やがん検診等を実施し、必要な人への保健指導等を通じて生活習慣の改善と疾病予防、重症化の防止に取り組んでいます。同じく増加傾向にある精神疾患等への対応として、精神保健福祉相談（こころの相談）やもの忘れ相談を実施し、精神科医による相談を行っています。

障がいのある人は、障がいを重複しているケースがあり、医療機関での緊急な対応が必要な場合があります。しかし、町内の医療機関だけでは対応に限界があり、町外の医療機関との連携・協力の体制を整備していく必要があります。

平成29年度のアンケート調査でも、3年前のアンケート結果と同様に、「医療費の負担が大きい（24.5%）」「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない（21.4%）」「近所に診てくれる医師がいない（17.0%）」など医療関係での問題が上位に挙げられていることから、今後の重要な課題となっています。

今後も、健康さおう21プランや高齢者福祉計画・介護保険事業計画と連携し、更なる相談や支援の充実に努めるとともに、疾病の早期発見、生涯を通じた健康増進事業、障がいのある人や障がいのある児童が受診しやすい医療体制の充実等を図っていく必要があります。



また、障がいがあっても暮らしやすい環境で過ごせるよう、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の充実を図ります。

1. 保健事業の充実

(1) 健康教育の推進

身体障がいの原因となる生活習慣病について、予防の重要性、生活習慣改善方法等正しい知識の普及・啓発に努めます。生活習慣病の予防を目的とした「健康づくりセミナー」、特定健康診査の結果で指導が必要となった人の重度化予防のための「食べて健康講座」、運動習慣が定着することを目的とした「ザ・王様の体育の時間」等の事業を行い、規則正しい生活習慣と食生活の啓発に取り組みます。

また、精神疾患の原因となるメンタルヘルスの不調について、正しい知識の普及・啓発に努めます。ストレスや不安の解消等について「こころの健康づくり講演会」を実施します。自死予防を目的とし、地域で悩んでいる人に気付き、声掛けや見守りを行うゲートキーパーを養成する研修会を実施します。

(2) 健康相談の充実

精神保健福祉相談（こころの相談）やもの忘れ相談を実施し、精神疾患や認知症の早期発見・悪化防止と社会復帰に向けた生活支援等に努めます。

身近な相談窓口として、住民への更なる周知を実施していきます。

(3) 特定健康診査・保健指導の実施

「特定健康診査等実施計画」に基づき特定健康診査・保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組みます。

特定健康診査及び保健指導を受診しやすいよう、開催場所や時間の設定を検討するなど、今後も受診率の向上を図ります。

2. 医療体制の充実

(1) 安心できる医療体制の確立

障がいのある人や家族と、主治医との信頼関係が築かれ、外来受診が困難な場合には、往診や訪問看護サービスが提供されている状況です。障がいのある人の緊急時の入院受け入れについて、関係医療機関に協力を要請し、受け入れ体制の拡充を図ります。

歯科医師会と連携し、歯科へ通院が困難な障がいのある人への診療支援として訪問口腔ケアの実施に努めます。

(2) リハビリテーション体制の整備

医療機関等と連携しながら、医学的なリハビリテーション基盤の確保に努めます。宮城県仙南保健福祉事務所、宮城県リハビリテーション支援センター等と連携しながら、自宅でできるリハビリテーションの教室や相談等を行います。

病院受診、訪問看護や通所支援等、その障がい者の身体及び生活状況に合わせてリハビリテーションが行えるように支援します。

(3) 心身障害者医療費の助成

重度の心身障がい者の適正な医療機会の確保及び心身障がい者の経済的負担の軽減を図るため、心身障がい者の医療費の一部を助成します。該当者については、手帳交付時に助成の申請ができるよう支援していきます。

(4) 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。障害福祉サービスや地域生活支援事業の制度の周知を行い、在宅生活を支援していきます。また、特定医療費（指定難病）受給者については、宮城県仙南保健福祉事務所での申請になるため、窓口の周知等の支援を行います。

3 生活支援の充実

(1) 障がい者（児）福祉サービスの充実

在宅で生活ができるようにヘルパーが訪問する居宅介護サービスや、通所により日中の介護を行う生活介護サービスを提供します。また、一般企業等での就労が困難な場合には、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）を利用し、日中活動の充実と経済的安定を図ります。平成 30 年度からは、新たに就労定着支援事業が開始し、就労移行支援事業の利用を経て一般就労ができた人への継続的な支援を行います。

また、自宅での生活が一時的又は長期的に困難な場合には、短期入所、施設入所、グループホームの利用により、安全・安心な生活が過ごせるように支援します。

年々増加する利用の状況を見極めながら、必要なサービス提供の体制強化を図ります。

障がい児に関しては、放課後等デイサービスや児童発達支援、日中一時支援事業等、その発達状況に応じて早期に教育・療養・リハビリテーションが行えるように保健師、教育関係者、サービス事業所等と連携して支援していきます。

(2) 地域生活支援事業の充実

障がいのある人が地域で生活できるよう、障がいについて理解を深める研修会を実施したり、日常生活に必要な用具の給付や手話通訳者の派遣等を行います。移動支援事業、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業等については、利用者の状況に応じて、実施している事業所との調整を行います。

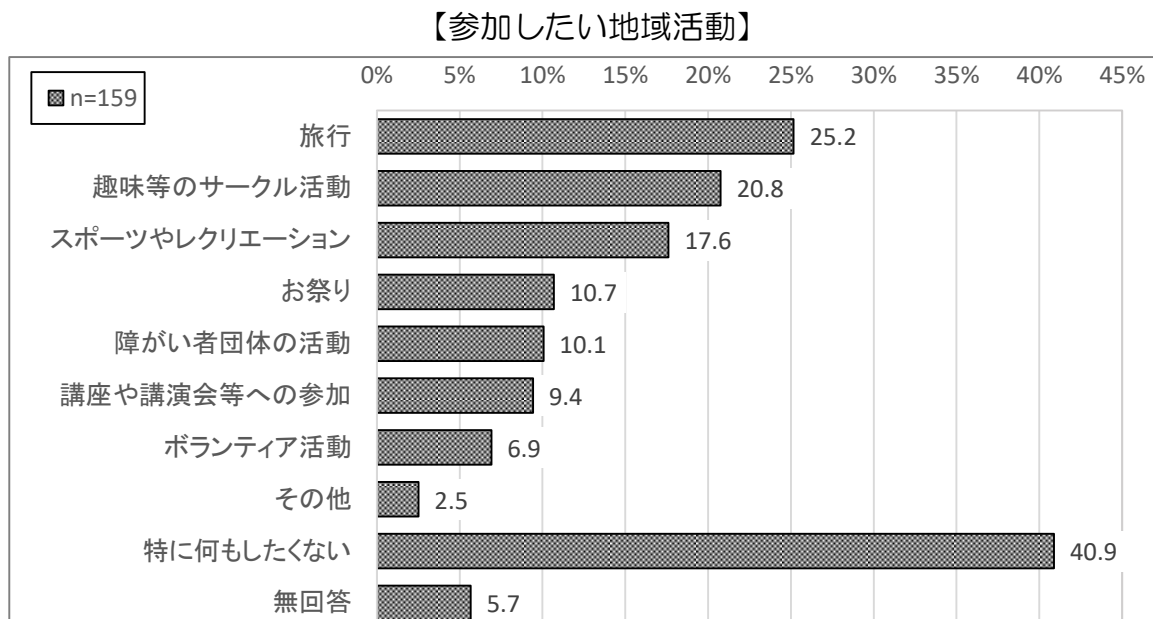
第2節 生きがいもてる地域社会づくり

(雇用・就労、社会参加)

障がいのある人の地域における自立した生活と社会参加を進める上で、就労の場や地域活動の機会を確保することはきわめて重要ですが、障がいのある人の就労をめぐる環境は依然厳しい状況にあります。

就労を進めていくためには、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業などへの啓発に努めるなど、障がいのある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。

平成 29 年度実施のアンケート調査では、今後参加したい活動として「旅行(29.5%)」「趣味等のサークル活動(20.8%)」「スポーツやレクリエーション(17.6%)」など多岐にわたる希望が挙げられており、多様な分野において障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



1. 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発

(1) 法定雇用率の達成

障害者雇用率制度や助成金措置などの各種制度を周知し、法定雇用率未達成企業の解消を図ります。

本町においても国の定める法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がいのある人の職員の雇用について検討します。

(2) 各種制度等の普及・啓発

毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用を目指す職親制度の周知と普及に努めます。

なお、大河原公共職業安定所白石出張所（以下、「ハローワーク白石」とする。）において、企業や事業主に対して、特例子会社制度（企業が障害者雇用に特別に配慮した子会社を設立し、雇用率制度を適用する制度）や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

2. 就労支援体制の強化

(1) 相談・助言体制の充実

ハローワーク白石や県南障害者就業・生活支援センター（以下、「コノコノ」とする。）と連携し、就労支援から就労後のフォローまで一貫した相談・助言体制の充実を図ります。

小規模作業所（こまくさ作業所）、町内外の就労継続支援事業所や就労移行支援事業所を利用することで、一般就労に向けた段階的助言・支援を行います。

(2) 関係機関等との連携による就労支援の充実

ハローワーク白石やコノコノと連携し、障がいのある人の雇用について事業主に働きかけ、就労の促進を図ります。トライアル雇用事業などを活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

自立支援協議会の労働部会を中心として、障がい者雇用に関するセミナーを定期的に開催し、障がいのある人の就労を支援していきます。

(3) 障害者優先調達推進法の活用

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（略称「障害者優先調達推進法」）の制定主旨を踏まえ、町が策定した調達方針に基づき、障害者就労施設等で製造される物品等の優先的・積極的に購入等の推進により、就労する障がいのある人の経済的自立支援の促進を図ります。

3. 様々な活動への参加促進

特別支援学校等を卒業した後、学びや交流の場がなくなることによる不安を抱えている人も多いことから、「特別支援教育の生涯学習化」に努めます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

宮城県・仙台市障害者スポーツ大会その他の各種スポーツ大会への障がいのある人の参加を促進します。

スポーツ指導員研修会へ関係者を派遣し、障がいのある人を対象としたスポーツ指導員の育成に努めます。

(2) 文化・芸術活動の推進

障がい者の日々の生活を彩り豊かなものとするためには、障がい者の芸術文化活動の振興を図るなど、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要です。このため、障がい者の芸術文化活動の相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等、様々な文化・芸術活動や学習活動の取組を支援します。

手話通訳や要約筆記などのボランティアを派遣し、講演会や学習活動等に障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 公共施設の利用促進

文化、スポーツ、観光施設について、障がいのある人や障害者スポーツ団体の施設利用への積極的支援を行います。

第3節 共に生きる地域社会づくり

(交流、差別の解消、権利擁護の推進)

これまでの「障がい」のとらえ方は、心身の機能の障がいのみに起因する「医学的な要因」によるものという考え方でしたが、障害者権利条約では、「障がい」で被る不利益を社会における様々な障壁によって生ずる「社会的障壁によるもの」として捉えています。そのため、障がいによる不利益を解消するためには、社会との関係性の中で障壁を取り去り、障がいのない人と同様に、あらゆる場面でのアクセシビリティ（利用のしやすさ）を確保する必要があります。

本町では、学校の授業等で障がいのある児童とのふれあいや交流活動などを行い、障がいに対する正しい理解・知識を学び、思いやりの心を育む機会の充実を図っています。

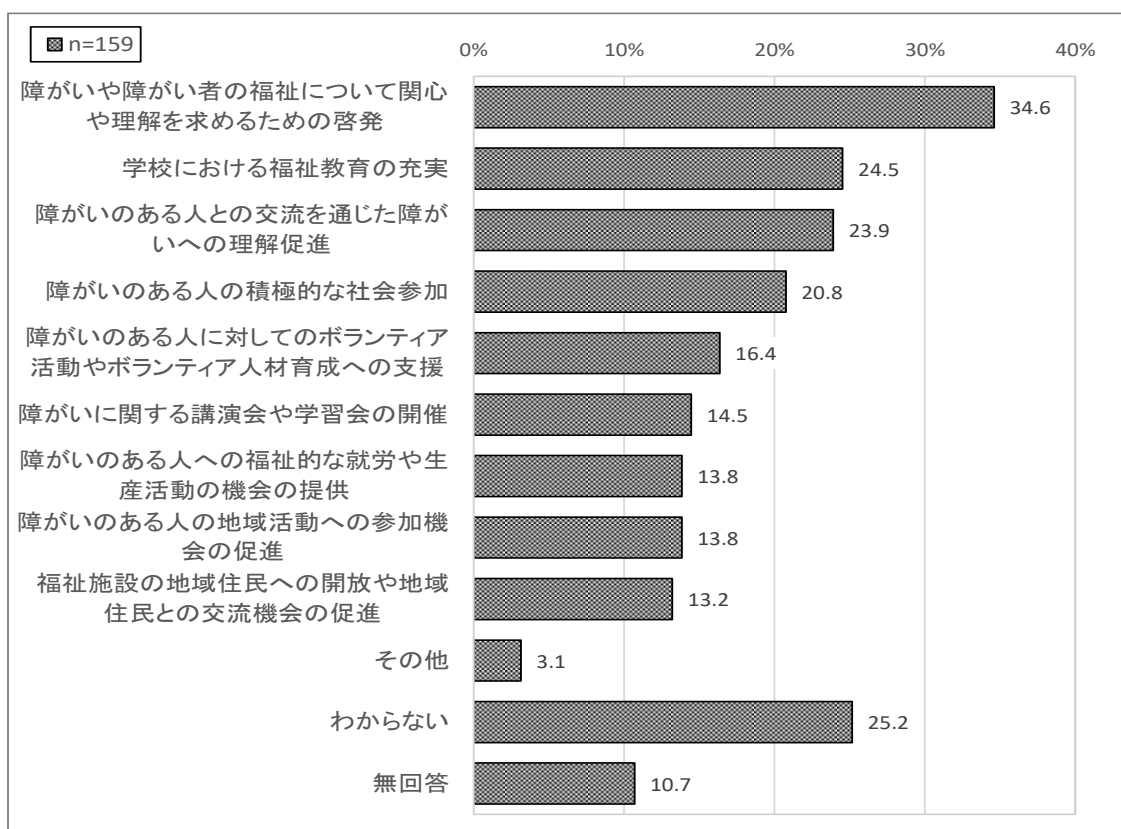
平成29年度実施のアンケート調査で、障がいのある人への周囲の理解については、「理解がある（12.6%）」「どちらかといえば理解がある（40.3%）」と、周囲の理解は約5割にとどまっています。

また、障がいのある人に対する理解を深めるために必要なこととして、「障がいや

障がい者の福祉について関心や理解を求めるための啓発（34.6%）」「学校における福祉教育の充実（24.5%）」「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解促進（23.9%）」「障がいのある人の積極的な社会参加（20.8%）」など障がいのある人と地域住民が関わる機会を多く作ることが特に重要だと考えられています。

障がいのある人の地域生活を、地域の支え合いによって安心できるものとしていくため、今後も町内の活動や非営利団体（以下、「NPO」とする。）・ボランティア活動への支援を継続的に行うとともに、障がいのある人を社会全体で支える仕組みづくり（共生社会の実現）を推進していきます。

また、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。仙南圏域で設置している基幹相談支援センターに虐待防止センターを併設していることから、関係機関との連携のもと差別解消、虐待の防止と早期発見に向けた啓発活動等を推進していきます。



1. 障がいのある人への理解促進

(1) イベント等を通じた取組の推進

啓発に関するチラシ等を作成するとともに、「障がい者週間」を中心とした理解・啓発活動を推進します。

地域の人々が障がいのある人への正しい理解と認識を深めることを目的に、多様な市民が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

(2) 小・中学校における福祉教育の推進

児童が社会福祉に対する理解と関心を深められるよう、教育委員会と連携し学校教育全体を通じて福祉教育の推進を図ります。

特別支援学級の児童との交流、町内の障害福祉サービス事業所や特別支援学校との交流事業を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消

「障害者差別解消法」に定められているように、障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり（不当な差別的な取扱い）、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたり（合理的配慮の不提供）することがないように、差別解消に向けて取り組みます。

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する蔵王町職員対応要領」に基づき、プライバシーに十分配慮しつつ障がいの状況等を確認しながら障がい者の権利利益の尊重に努めます。

また、仙南地域自立支援協議会において、障害者差別解消地域支援会議を設置し、差別に関する相談や協議を行います。

(4) 障がい者等に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という。）に基づき、障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐため、障害者虐待防止法の周知・啓発活動を行い、虐待の未然防止

や早期発見に努めます。

虐待事案として対応が必要な場合には、障がい者の保護及び養護者の支援の充実のため、虐待防止センターや宮城県仙南保健福祉事務所、警察、ハローワーク、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域の民生委員、住民等による支援体制の整備を図っていきます。成年後見制度の活用についても、その必要性を検討していきます。

2. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア養成講座の充実

訪問活動、相談、付き添い、点訳、手話、要約筆記などのボランティア養成講座の充実に向け、引き続き支援を行います。

仙南地域2市7町で合同で、「入門課程」「基礎課程」「フォローアップ研修」の段階的な技術取得を目指した、手話奉仕員養成研修を継続実施します。

(2) NPO・ボランティア団体等の支援

NPO・ボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供や助成制度、ボランティアに関する講座等の情報提供等により活動を支援します。

ボランティア団体やボランティアをしたい人と、支援を必要とする障がいのある人等を結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。

3. 地域ぐるみの支援体制の整備

(1) 地域福祉計画の策定

住民の参加と協働により福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、地域福祉計画の策定を検討します。

(2) 身体・知的障害者相談員の設置

障がいのある人やその家族が、地域において身近に相談ができる身体障害者相談員 2 名、知的障害者相談員 1 名を継続して設置します。

今後、定期的な相談会等、相談員の活動を検討していきます。

(3) 各団体間のネットワークの整備

地域で活動している福祉団体へ、交流の場（集いの場や情報交換の場など）の確保に努めるとともに、福祉団体等の活動や広報等の情報提供等を積極的に支援し情報の共有化を図り、各団体間のネットワーク化を促します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で障がいのある人を見守り、支援を行う体制のあり方について検討します。

(4) 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士が、共に悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援について検討します。

第4節 安心・安全な環境づくり

少子高齢化の進展やダイバーシティ（多様性）の受容など、人にやさしいバリアフリー化されたまちづくりや、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン（障がいの有無・年齢等に関わらず、利用しやすい生活環境デザイン）によるハード・ソフト面での対応が求められています。

国においては、障害者基本計画（第4次）の中で「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上」が目指しており、障がいの社会モデル（「障害は個人にあるのではなく、社会にある」という考え方に照らして、障がいを理由とした差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくとされています。

平成 29 年度実施のアンケート調査では、障がいのある人の外出時の困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）（18.9%）」「困ったときにどうすればいいの心配（15.1%）」「周囲の目が気になる（13.2%）」「道路や駅に階段や段差が多い（11.3%）」「列車やバスの乗り降りが困難（10.7%）」などの課題が挙げられ、今後の対応が求められます。

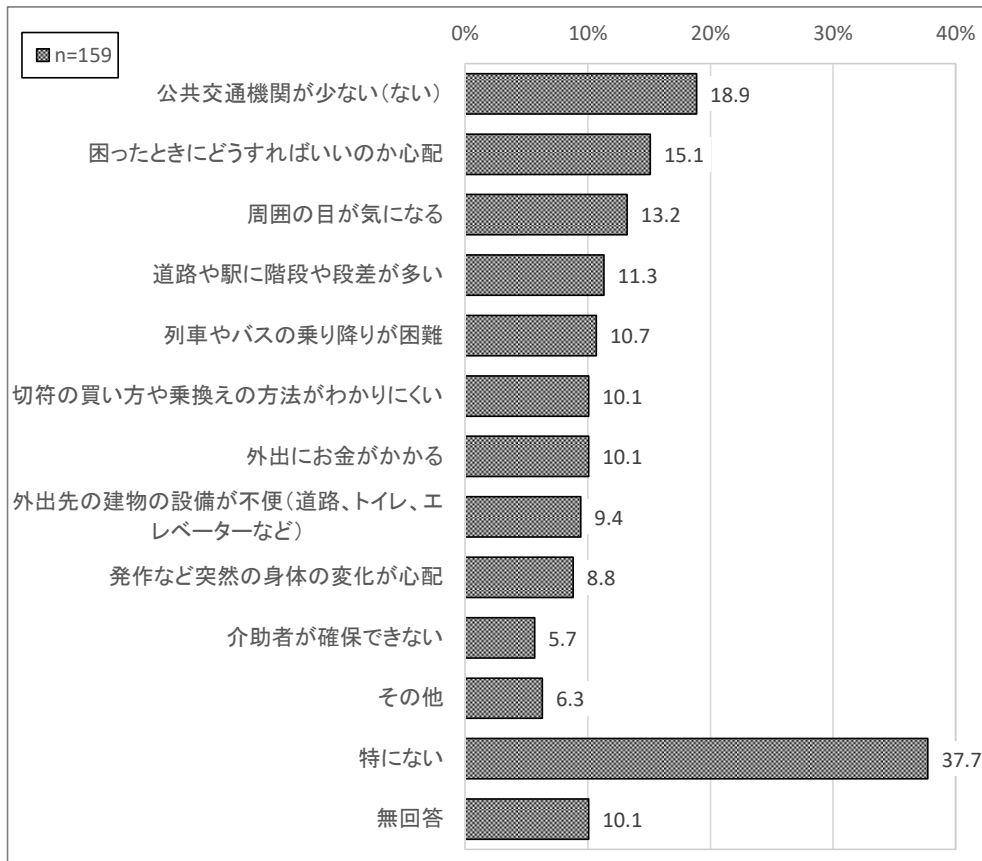
また、障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、防犯対策や事故防止、火災や地震などの被害を防ぐ防災対策を充実しておくことが重要です。

防犯・災害については、地域住民や行政区長、民生児童委員、警察、消防団等の関係機関が連携し、地域の防犯活動及び災害時の対応のためネットワークづくりの活動を支援しています。

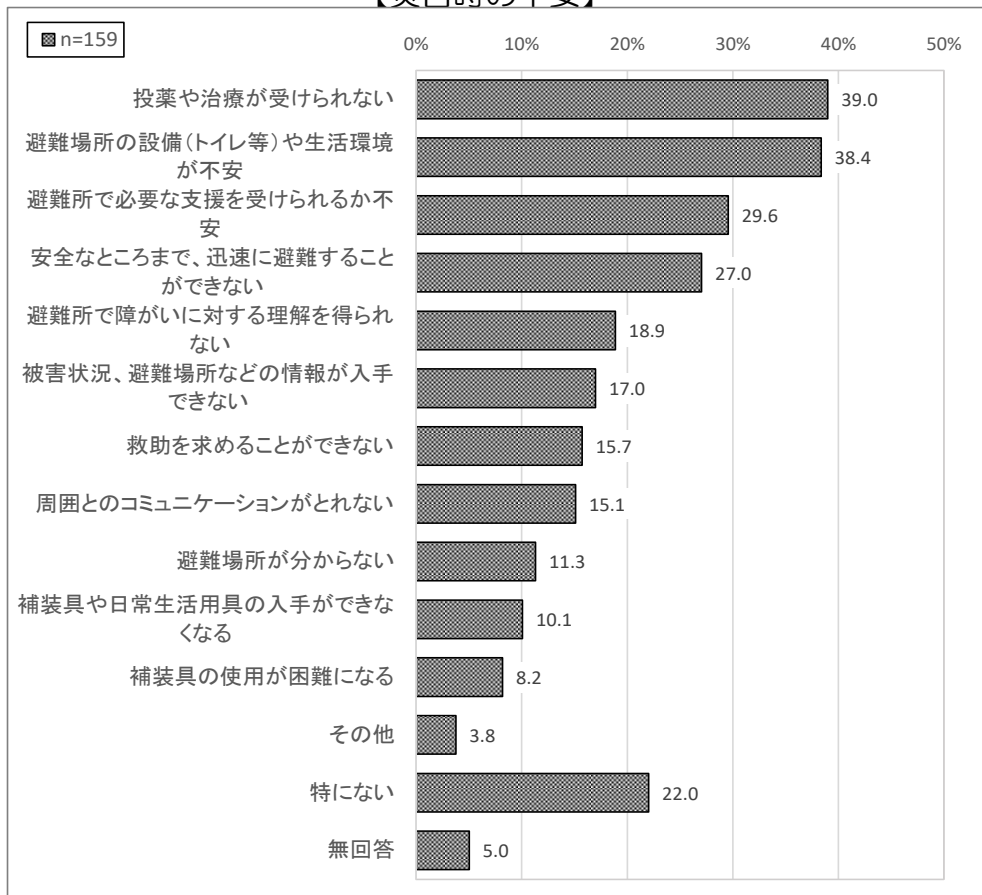
平成 29 年度実施のアンケート調査では、災害時の不安として、「投薬や治療が受けられない（39.0%）」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安（38.4%）」「避難所で必要な支援を受けられるか不安（29.6%）」「安全なところまで、すぐ、避難することができない（27.0%）」などの不安も大きく、今後も大規模災害に備え、地域と行政が協力しながら取り組む必要があります。



【外出する際に困ること】



【災害時の不安】



1. 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 公共施設などの整備・改善

公共施設の身体障がい者用トイレやオストメイト用設備、手すり、スロープ等の設置・改善に努めます。また、身体障がい者用駐車場の確保を推進します。

(2) 道路・交通安全施設の整備

障がいのある人や高齢者等に配慮し、全ての町民が安心して使える交通安全施設の整備、安全な道路交通環境を築くための道路改良工事、信号機の新設、道路照明灯などの整備を推進します。

(3) 移動環境の整備

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する人を対象に、タクシー料金の割引、JR等運賃の割引、路線バス運賃の割引、高速道路割引等の制度が活用できるように周知します。

また、町独自事業として、精神障害者保健福祉手帳を所持されている人に対するタクシー利用料の助成のほか、人工透析のために頻繁に病院を受診する障がいのある人への通院交通費助成を継続して行います。

2. 住まいの整備

(1) 公営住宅のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設に際しては、バリアフリー設計を進め、生活しやすい環境へ改善を図っていきます。

(2) 住宅改修の支援

下肢及び体幹機能に重度の障がいのある人が住宅改修を行う場合に、経済的負担を軽減するための地域生活支援事業・日常生活用具給付事業の周知と利用促進を図ります。

(3) グループホーム等の確保

障がいのある人の暮らしを支援するとともに、障害者支援施設を退所して地域において生活できるように、グループホーム等の確保に努めます。

社会福祉法人等がグループホームを設置する際、障がいのある人の特性や個別支援の重要性について理解を求めます。

3. 地域防災・安全対策の推進

(1) 防犯対策の充実

警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、犯罪抑止につながる地域環境の整備を推進します。

(2) 防災意識の向上

講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導表示の設置を引き続き実施します。

(3) 緊急時における避難支援体制の整備

関係機関との連携を強化し、要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備に努めます。

個人情報保護に留意し、災害時要支援者台帳を活用し、地区を担当する行政区

長や民生委員・児童委員、警察署、消防署などと連携し、支援を行っていきます。緊急時や災害時に障がいのある人が支援を求められるように、支援の必要な事項を明記したヘルプカードの作成及び利用の普及・啓発を図ります。必要なときには、福祉避難所を開設します。

消防署と連携し、主に聴覚に障がいがある人を対象とした、災害情報の伝達のための体制の整備を推進します。

また、大災害時にはストーマ装具の不足が想定されることから、宮城県ストーマケア災害対策委員会が作成した災害対策マニュアルの配布を行い、災害時の対応を周知します。

電気の必要な医療機器は、大規模停電の際に使用できなくなることが想定されます。病状に影響するので、主治医及び総合病院と災害時の連携を検討します。



第5章 障害福祉計画

第 1 節 平成 32 年度における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が退所し、グループホームや一般住宅等に住み、地域生活を送ることができるようになることを目指し、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本。
- 平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本。
- ※平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■蔵王町の目標設定

項目	数値	備考
平成 28 年度末時点の入所者数 (A)	21 人	平成 28 年度末時点入所者数
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者数 (B)	2 人	入所施設からグループホーム等への地域移行 見込者数
	9.5%	移行割合 (B/A)
【目標値】 削減目標数 (C)	2 人	平成 32 年度末段階での削減見込者数
	9.5%	削減割合 (C/A)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、精神科医療機関、一般医療機関、宮城県仙南保健福祉事務所、町保健師・福祉担当職員、障害福祉・介護保険事業者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

■国が示す基本的な考え方

- 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 国が設定する式により算定した平成 32 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数及び平成 32 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率を、入院後 3 か月時点の退院率については 69 パーセント以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84 パーセント以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90 パーセント以上とすることを基本。

■蔵王町の目標設定

項目	目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場	仙南圏域内に平成 32 年度までに設置。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）を整備します。

仙南圏域において、コーディネーターや基幹相談支援センターを中心として、障害者支援施設やグループホーム、短期入所施設、日中活動サービス事業所、特定相談支援事業所が連携して、状況に応じて障がい者（児）を支援できるように、体制を整えていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 32 年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定。平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本。
- 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本。

■蔵王町の目標設定

項目	数 値	備 考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者（A）	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数（B）	1 人	平成 28 年度末段階での利用者数
【目標値】 平成 32 年度の一般就労移行者数	1 人	平成 32 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	2 倍	
【目標値】 平成 32 年度末における就労移行支援利用者数	2 人	平成 32 年度末段階での利用見込数（増加割合）
	100%	
【目標値】 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	50%	平成 31 年度目標値
【目標値】 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	平成 32 年度目標値

第2節 障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスは、障がい者の日常生活支援し、自立した生活をサポートしていくためのものです。そのため、より良いサービス提供に努め、必要する人に適切にサービス利用を促していく必要があります。

訪問系サービスは、近年利用者数が増加傾向を示していることもあり、事業の充実を図る必要があります。65歳以上の障がいのある人に関しては、介護保険サービスの利用が適正かどうかを十分に見極めて支援を行います。高齢者も障がい者も利用可能な共生型サービスの導入についても、サービスの利用状況をみながら検討していきます。

居住系サービスでは、障害者総合支援法の主旨の一つである「障害者支援施設を退所し、グループホーム等を利用しながら地域で生活」を進めていくためにも、引き続き居住の場の確保を図っていく必要があります。

その他の障害福祉サービスとして、相談支援事業、補装具の支給、自立支援医療、療養介護医療が位置づけられます。

平成29年度実施のアンケート調査で、障害福祉サービスを利用しない理由として「必要とするサービスが無いため（25.6%）」や「利用方法がわからないため（13.3%）」との回答も多くみられたため、サービスの提供と情報提供活動を充実していく必要があります。

1. 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に支障のある身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護や家事支援等を行います。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者（身体）又は重度の知的障がい若しくは精神障がいで、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 行動援護

重度の知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために外出支援等を行います。サービス提供のできる事業所を確保の上で、対象者へサービスを紹介します。

(4) 同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。サービス提供のできる事業所を確保の上で、対象者へサービスを紹介します。

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	13	14	14
	利用量	時間/年	520	560	560

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。近隣市町に生活介護事業所が新設され、更なる利用者の増加が見込まれます。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上に必要なリハビリテーションや生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

町内の生活訓練事業所への紹介も含め、必要なサービスが利用できるように支援します。

(3) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労や生活の自立のために必要な訓練を行います。職場実習や職場探し等の支援を行います。

一般就労を目標としている障がいのある人に対して、サービス利用を広く周知していきます。

(4) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援事業所では、自分のペースに合わせて仕事ができるよう支援するので、今後も利用者が増えることが予想されます。それぞれの障がいに合った仕事ができるよう、相談支援事業所や就労支援事業所と連携しながら支援していきます。

① A型（雇用型）

利用者と事業者が雇用関係を結び一定の賃金水準（宮城県の最低賃金）のもとで、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

② B型（非雇用型）

能力に合わせた仕事内容と支援のもとでの継続した就労の機会を提供します。

（5）就労定着支援

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、企業・自宅等への訪問などにより、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

（6）療養介護

医療を要する障がいにより常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

（7）短期入所（ショートステイ）

自宅で介護している人が病気などの理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

緊急時にショートステイが利用できるように、事前に見学や体験を勧めていきます。医療的ケアが必要な障がい者（児）の利用できる事業所の確保に努めていきます。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数	人/月	33	33	32
	利用量	人日/月	727	727	705
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	人日/月	22	22	22
就労移行支援	利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	人日/月	42	42	42
就労継続支援 (A 型)	利用者数	人/月	11	11	11
	利用量	人日/月	225	225	225
就労継続支援 (B 型)	利用者数	人/月	32	32	31
	利用量	人日/月	648	648	628
就労定着支援	利用者数	人/月	1	1	1
療養介護	利用者数	人/月	1	1	1
短期入所	利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	人日/月	10	10	10

3. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

平成 30 年度より新たに創設される自立生活援助では、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域での自立生活を希望する対象者に対して、一定期間の体験型グループホームの利用を通して、自立生活への支援を行います。

親亡き後に、独居が困難な障がいのある人の支援として、グループホームの確保が必要となることから、近隣市町と連携した地域生活支援拠点等整備について検討していきます。

(3) 施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、障害者支援施設において夜間における居住の場を提供します。

入所支援が必要と思われる障がい者に対して、障がい特性に合う施設に入所できるよう、見学や体験利用（短期入所）から支援していきます。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者数	人/月	22	22	22
施設入所支援	利用者数	人/月	21	20	19
自立生活援助	利用者数	人/月	1	1	1

4. 指定相談支援サービス

(1) 計画相談支援（サービス等利用計画作成）

必要な障害福祉サービスを利用することができるように生活実態を明らかにし、利用計画を作成し、サービス事業所との連絡や調整を行います。また、現在障害福祉サービスを利用されている人のモニタリングを定期的に行い、適正なサービス利用を図ります。

特定相談支援事業所の役割の明確化を図り、サービスがスムーズに利用できるようなモニタリングの実施を働きかけます。

(2) 地域移行支援

施設や病院に長期入所等をしている人が、地域生活に移行できるよう住居の確保や障害福祉サービス事業所の見学やグループホームの体験ステイを行い、安定した生活ができるように支援を行います。

仙南地域においても、グループホーム等地域で生活できる体制を構築できるように検討します。

(3) 地域定着支援

施設や病院に長期入所等をしていた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の支援を行います。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数	人	19	19	19
地域移行支援	利用者数	人	1	2	2
地域定着支援	利用者数	人	1	2	2

5 その他の障害福祉サービス

(1) 補装具費の支給

身体機能を補い、就労や日常生活の能率向上を図ることを目的に継続して使用される補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費についての給付を行います。

宮城県リハビリテーション支援センターや補装具業者と連携しながら、必要とされる障がい者・児への支給を行います。

(2) 自立支援医療

身体に障がいのある人の更生のための医療（更生医療）、精神に障がいのある人の通院医療（精神障害者通院医療）の医療費の給付を宮城県リハビリテーション支援センターや宮城県精神保健福祉センターと連携して行います。

精神障害者通院医療受給者は年々増加しています。必要な人への制度利用の支援を行います。

(3) 療養介護医療

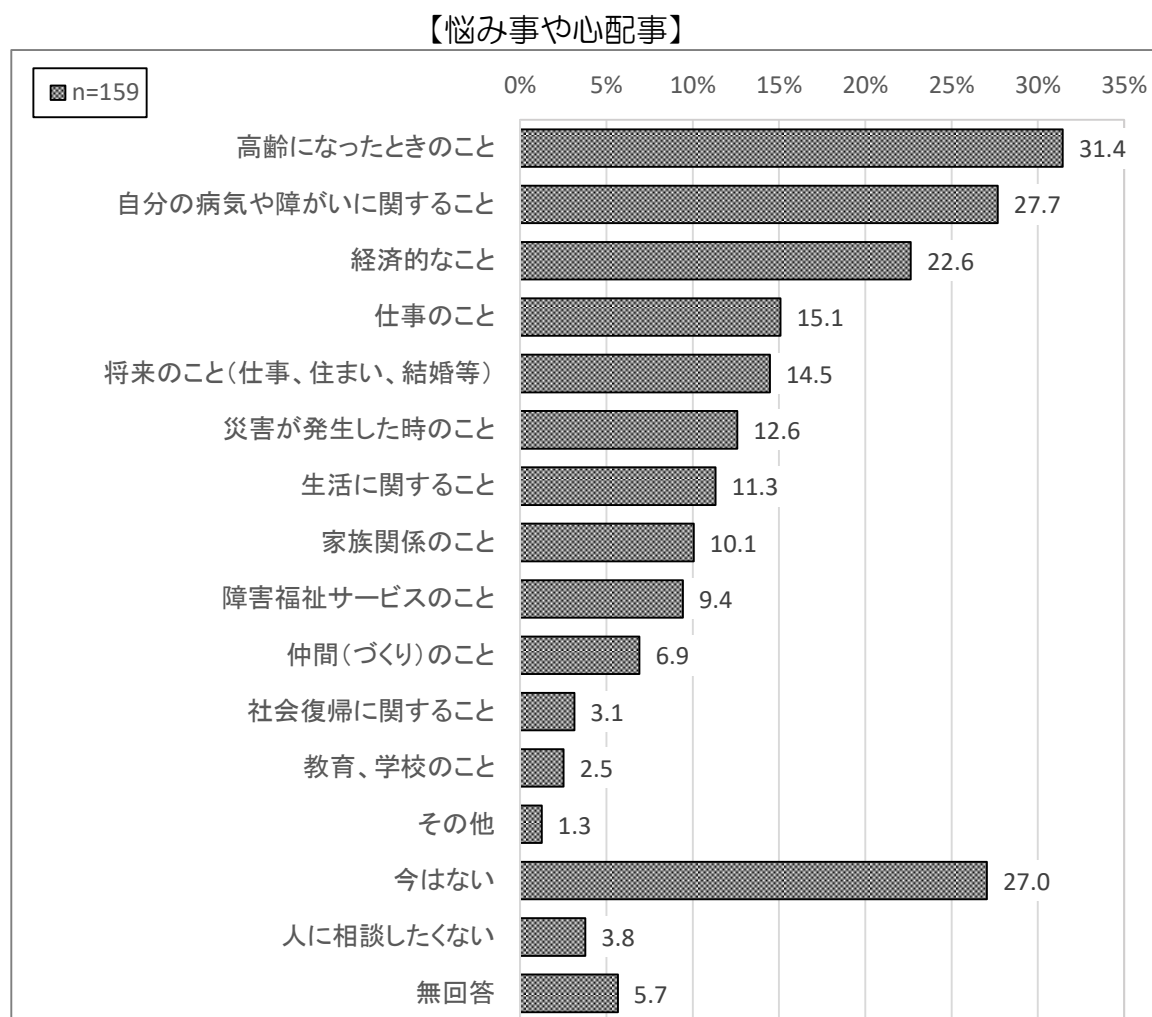
医療を必要とし、常時介護を必要とする身体の障がいのある人に、医療施設において療養介護医療の提供を行います。



第3節 地域生活支援事業の充実

本町では、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じて柔軟に地域生活支援事業を実施することにより、障がいのある人やその保護者等の福祉の増進を図っています。

平成 29 年度実施のアンケート調査では、障がいのある人の悩みや心配事として「高齢になったときのこと（31.4%）」「自分の病気や障がいに関すること（27.7%）」「経済的なこと（22.6%）」「仕事のこと（15.1%）」などが多く挙げられています。地域における相談支援体制の強化を図るため、中心となる基幹相談支援センターでの相談事業の充実を図ります。



1. 障害者相談支援事業

障がいのある人やその保護者等の相談に応じ、必要な情報等を提供することや権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

基幹相談支援センターとの連携を図り、困難事例や緊急対応、虐待の防止や差別解消等の支援を行うなど、事業の充実に努めていきます。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1

2. 自立支援協議会事業

仙南広域圏で設置している自立支援協議会において、相談事業の評価や困難事例への対応等にかかる協議・調整を行います。

くらし支援部会においては、障がいのある人の生活支援や権利擁護について研修会等を開催します。労働部会では、障がいのある人の就労支援に関して、一般企業への障害者雇用推進や就労系サービスの充実等を検討します。相談支援部会では、障害福祉サービスの適正な利用のため、事例検討や情報交換、研修等を行います。

仙南市町で、地域生活支援拠点整備、子ども支援部会の設置等を検討していきます。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立支援協議会事業	箇所	1	1	1

3. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的・精神の障がいのある人に対して、申立等に関する支援を行い、権利擁護を図ります。また、金銭管理が難しい障がいのある人に、日常生活自立支援事業（まもり一歩）や財産管理サポート等の制度の周知や利用支援を行います。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1

4. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等への理解を深めるため、講演会の開催、障害福祉サービス事業所への訪問、広報活動等を行います。小中学生等を対象とする研修会も検討します。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修会の実施	回／年	1	1	1

5. 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し情報交換のできる交流活動や、災害対策活動、見守り活動等への支援を行います。

災害時の見守りや支援体制の整備を図る研修会の開催を検討します。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修会等の開催	回／年	1	1	1

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を「宮城県聴覚障害者協会」と連携し行います。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	人/年	4	4	4

7. 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童、難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

用具の種類や単価の見直しを行い、個々の障がい程度に合わせて必要な支援用具を給付できるように検討します。

【計画期間の実施方針】

	単位	計画値		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件数/年	2	2	2
自立生活支援用具	件数/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件数/年	2	2	2
排せつ管理支援用具	件数/年	250	250	250
住宅改修	件数/年	1	1	1

8. 手話奉仕員等養成研修事業

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人及び障がいのある児童のコミュニケーション支援のための手話奉仕員等の養成研修を近隣市町と合同で行います。

9. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を「白石陽光園」「蔵王町社会福祉協議会」などと連携し実施します。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	利用者数	人/月	5	5	5
	利用量	時間/年	700	700	700

10. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある人に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進などにより、福祉施設や関係機関と連携し、障がいのある人への地域生活支援に努めます。

利用者数が少なく地域活動支援センターに該当しないため、町が独自に社会参加促進や居場所づくりを目的にした事業を充実させていきます。利用者が増加した場合には、地域活動支援センターとして運営します。

【計画期間の実施方針】

		単位	計画値		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター		箇所	1	1	1

11. 日中一時支援事業

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日中における活動の場を「地域生活援助センターポレポレ」「あいのはな」「南桜」などと連携し、提供していきます。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	利用者数	人/月	5	5	5
	利用量	時間/年	750	750	750

12. 訪問入浴サービス事業

生活介護等の障害福祉サービスを利用して入浴をすることが困難な重度の障がいのある人や児童を対象に、自宅において訪問入浴サービスを行います。

【計画期間の見込量】

		単位	計画値		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	人/月	1	1	1
	利用量	時間/月	8	8	8

13. 自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業

自動車運転免許証を取得する際にかかった費用や、身体に重度の障がいのある人が運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、社会参加を促進します。

広報等を通して、助成対象者への制度周知を行います。



第6章 障害児福祉計画

第1節 障がい児の状況

障がい児とは、18歳未満を児童とし、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持している者をいいます。加えて、この障害児福祉計画においては、現時点において手帳を所持していなくても、支援を必要とする児童・生徒についても考慮し、計画を策定します。

1. 身体障害者手帳所持児童数

生まれつき又は疾病や事故等で身体に障がいをもち、手帳を所持している児童の数です。18歳以上は障がい者になり、手帳所持児童数の変動があります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳所持 児童数	8人	7人	6人

2. 療育手帳所持児童数

障がい程度や特性・能力にあった高校や支援学校への進学には、手帳を所持していることが必要となるため、中学校在学中に手帳を取得する人も多い状況です。

学校卒業後の就労において、障害者雇用として配慮され、支援を受けることができます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
療育手帳所持 児童数	14人	17人	20人

3. 精神障害者保健福祉手帳所持児童数

現在、該当する児童はいません。

4. 育成医療受給者の状況

先天性疾患や奇形・疾病等による身体障がいをもつ児童や、疾患を放置することにより将来において障がいをもつと認められる児童が対象となります。疾病等の除去及び軽減を目的とする治療に係る医療費の経済的負担を軽減します。

	単位		平成26年度	平成27年度	平成28年度
育成医療受給者数	人日/月	実績値	0	1 (心臓疾患)	0

5. 小児慢性特定疾病の状況

慢性腎不全や腫瘍等の慢性疾患により、長期にわたり療養を必要とする児童を対象とし、宮城県が小児慢性特定疾病医療費を給付しています。受給者は、平成 29 年 3 月現在で以下のような状況となっています。

疾病名	人数
慢性心疾患	1
先天性代謝異常	1
悪性新生物	4

6. 特別児童扶養手当の支給状況

20 歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している父母等に支給されます。各年度 3 月現在で以下のような受給者数となっています。

	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別児童扶養手当受給者数	人	実績値	24	21	19

7. 通園・通学の状況

(1) 保育所・幼稚園

平成 29 年 4 月における保育所・幼稚園に通う障がいのある児童数は、年長が 1 人です。

【保育所・幼稚園に通う障がいのある児童数】

	人数	障がい程度
年長	1 名	療育 B
年少	0 名	

(2) 特別支援学級

障害者手帳を所持していなくても、教育の場において特性等に応じた支援が必要と思われる児童・生徒を対象に、特別支援学級を設置しています。

平成 29 年 4 月における小学校の特別支援学級在学者数は 8 人、中学校では 6 人です。通級指導については 1 人となっています。

【小学校・中学校での特別支援学級在学者数】

	小学校			中学校		
	学級数	生徒数	障がい別	学級数	生徒数	障がい別
1 年	0	0		2	2	療育 B (1) 自閉等 (1)
2 年	0	0		1	1	療育 B (1)
3 年	1	2	療育 B (2)	2	3	療育 B (2) 自閉等 (1)
4 年	0	0		/		
5 年	0	0				
6 年	3	6	療育 B (4) 自閉等 (2)			

(3) 特別支援学校

平成 29 年 4 月における特別支援学校在学者数は小学部 2 人、中学部 2 人、高等部 6 人です。

【特別支援学校在学者数】

	小学部		中学部		高等部	
	生徒数	障がい別	生徒数	障がい別	生徒数	障がい別
1 年	1	療育 B	0		4	A (1) B (3)
2 年	1	聴覚	1	療育 A	0	
3 年	0		1	療育 A	2	A (1) B (1)
4 年	0		/			
5 年	0					
6 年	0					

8. 障害福祉サービスの利用状況

障がい児支援については、あまり利用がありませんでした。

	項目名	単位		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	利用量	人日/月	計画値	0	22	22
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等 デイサービス	利用量	人日/月	計画値	0	30	30
			実績値	0	8	3
			達成率	0.0%	26.7%	10.0%
	利用者数	人/月	計画値	0	2	2
			実績値	0	1	1
			達成率	0.0%	50.0%	50.0%
保育所等訪問支援	利用量	人日/月	計画値	0	7	7
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
障害児入所支援	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	0	0
			達成率	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	利用者数	人/月	計画値	0	1	1
			実績値	0	1	1
			達成率	0.0%	100.0%	100.0%



第2節 平成32年度における成果目標

1. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本。平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本。

■蔵王町の目標設定

項目	目標
児童発達支援センター	仙南圏域で設置 平成32年度末時点での設置目標数 1
保育所等訪問支援（利用可能事業所）	仙南圏域で設置 平成32年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	仙南圏域で設置 平成32年度末時点での整備目標数 1
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	仙南圏域で設置 平成32年度末時点での整備目標数 1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	仙南圏域で設置 平成30年度に設置予定

第3節 障がい児の保健・相談の充実

1. 妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防などに努めます。妊婦の健康診査の経済的負担を軽減し、受診しやすくするため、無料受診券の配布を継続して実施します。

国が示す母子健康包括支援センター（通称、子育て世代包括支援センター）の設置を検討し、産前・産後サポート事業や支援プランの作成等の支援体制の構築に努めます。

2. 乳幼児健康診査・相談の充実

乳幼児の月齢に合わせた健康診査や相談を実施し、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見に努めます。

2歳半健康診査の際に発達の遅れのみられる子どもや育児不安のある母親に対して、きつずくらぶ等での個別の支援の機会を作ります。

乳幼児健康診査については、全ての乳幼児の受診ができるように取り組みます。未受診児については、家庭訪問や保育所入所児であれば保育所への訪問を行い、発達状況等の把握を行います。

子育て相談の中核となる子育て支援センターでは、ふれあい広場や地区児童館において、子育て相談をしやすい体制を整えています。保健師・栄養士・保育士・助産師への相談ができる子育てほっとカフェ（育児相談教室）や、0歳～3歳年齢別クラスによる親子教室等を実施し、育児のヒントを伝えたり母親の育児相談に引き続き応じます。

3. 早期療育指導の充実

発達が気になる乳幼児や育児不安を抱える母親に対して、子育て支援センターでの相談やきつずくらぶにおいて、その子の発達や特徴に合わせた関わりについてアドバイスをしながら、発達の経過を確認していきます。

主治医や保健師、保育士等が連携し、早期療育指導の充実に努めます。

また、発達の気になる子どもの親でつくるひまわりの会の活動をサポートします。

第4節 障がい児保育・教育の充実

障がいのある児童がそれぞれの個性を発揮し、健やかに成長していくことができるよう、児童それぞれの状態に応じた保育、教育の支援を充実していく必要があります。

集団の中での保育が望ましい障がいのある児童については、町内保育所での受け入れを行っています。平成29年度実施のアンケート調査では、療育や教育で困っていることとしては、情報不足、進級・進学時の接続の問題、障がい特性に合った支援への不安などが上位として挙げられています。関係者の情報共有と連携のあり方を充実していく必要があると考えられます。

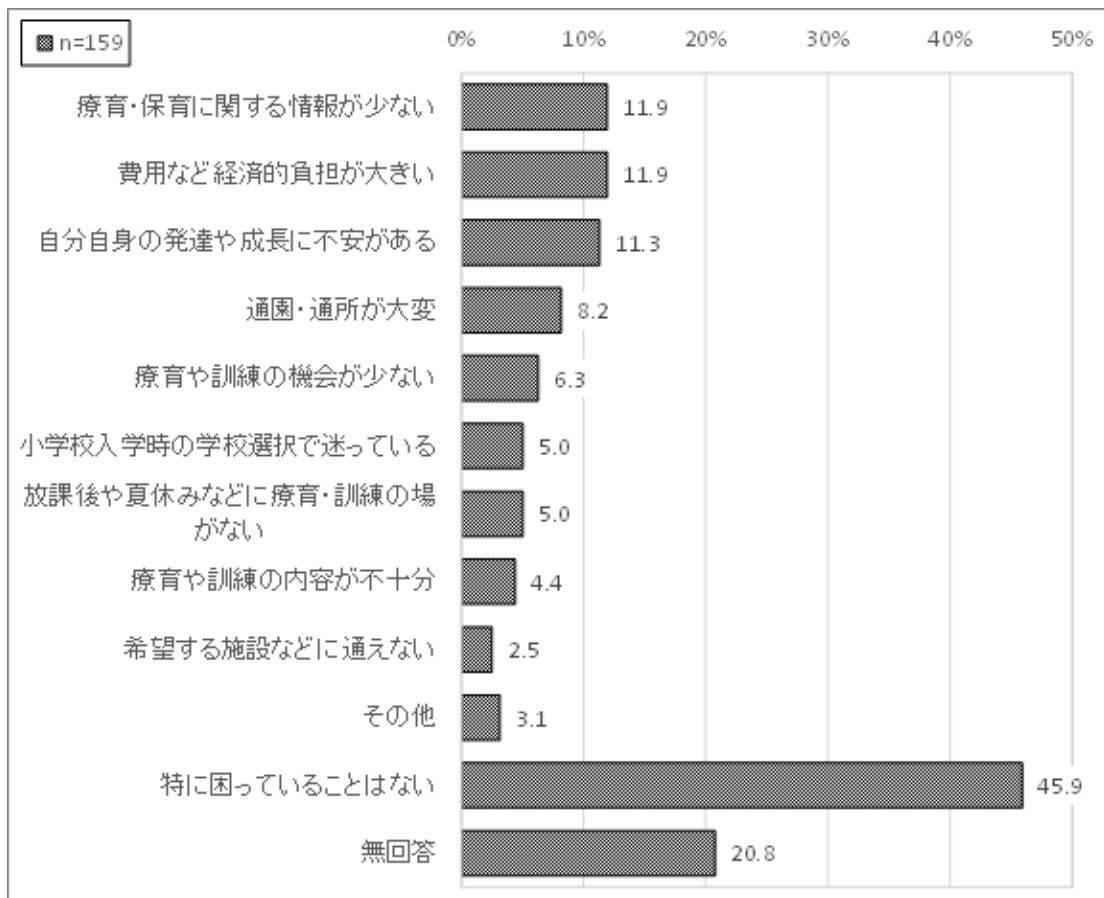
障がいのある児童に関する教育相談については、教育相談員による個々に応じた適切な相談・支援に努めています。

町内小・中学校においては、特別支援学級（知的障害学級等）を設置し、児童の障がいの状態に応じた教育を行うとともに、特別支援教育について教職員への研修を行い、指導力の向上を図っています。

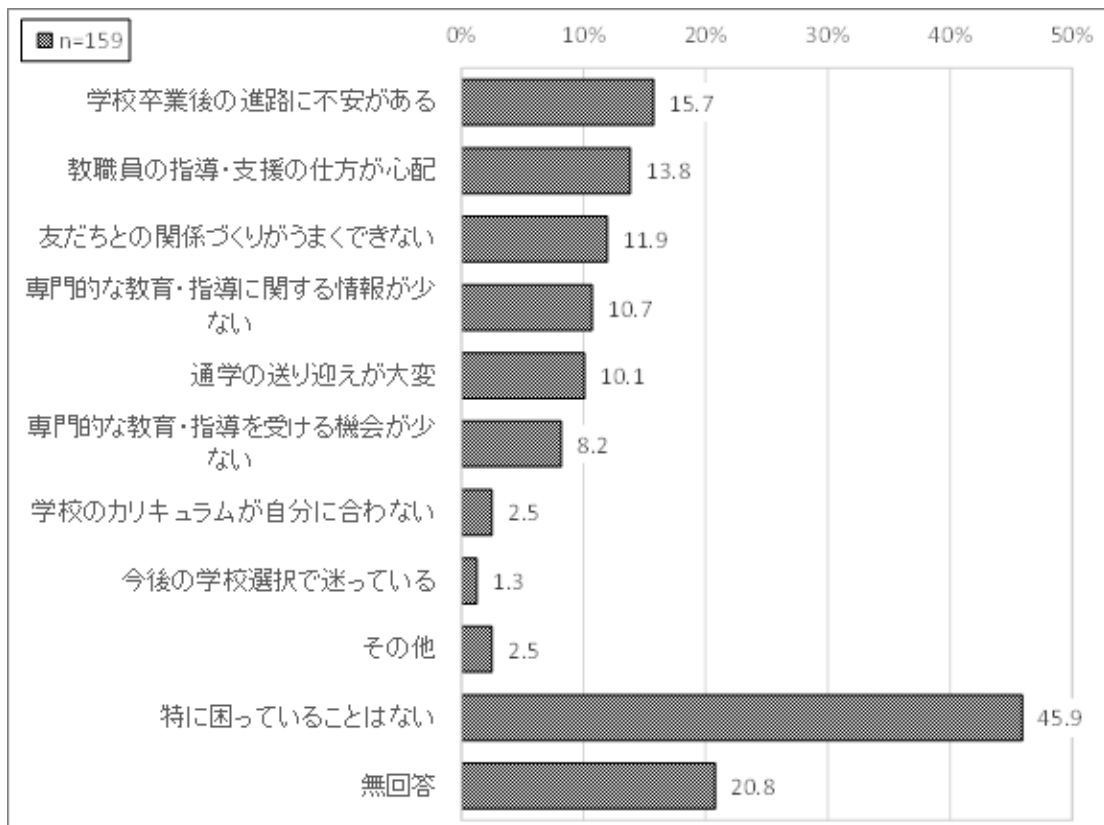
平成29年度実施のアンケート調査では、学校教育で困っていることとして「学校卒業後の進路に不安がある」というのが最も多くなっており、今後も進路指導等の充実に取り組んでいく必要があります。

見込量の考え方としては、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や幼稚園での障がい児の受け入れ状況、入所施設から退所した後に利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数の見込みを設定しています。

【療育・保育で困っていること】



【学校教育で困っていること】



1. 障がい児福祉サービスの充実

(1) 児童発達支援

指定児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能に関する訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

早期療育は発達を促すこととなるため、対象と思われる児童の保護者との相談、サービス利用の説明を行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がいのある児童について、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童について、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための教育相談も含めた臨床心理士等の専門的な支援を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

医療の提供が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(5) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する際に、障がい児及びその保護者からの聞き取り等を行い、障がい児の心身の状況やその置かれている環境、利用に関する意向等をまとめ「サービス等利用計画」を作成します。

【計画期間の見込量】

		単位	推計		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数	人	2	2	2
	利用量	人日/月	42	42	42
放課後等 デイサービス	利用者数	人	2	2	2
	利用量	人日/月	20	20	20
保育所等 訪問支援	利用者数	人	1	1	1
	利用量	人日/月	3	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人	1	1	1
障害児 相談支援	利用者数	人	3	4	4

2. 子ども・子育て支援等における体制整備

障がい児や発達の気になる児童が地域において保育や幼児教育を受けられるよう、町立保育所・幼稚園では保育士等の加配により支援をしています。

子ども・子育て支援等の見込量については、平成 29 年の実績から、人口の推移に合わせて必要量を見込みました。

種別	単位	実績	定量的な目標（見込み）		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	人	4	4	4	4
幼稚園	人	1	1	1	1
放課後児童 健全育成事業	人	0	0	1	1

3. 障がい児の教育の充実

(1) 教育相談の充実

乳幼児期の状況を把握している保健師、幼稚園教諭及び保育士に加え、児童相談所や支援学校等と連携しながら、障がいのある児童一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、就学進路相談会等の充実を図ります。

(2) 就学支援・相談体制の充実

特別支援教育推進委員会を開催し、障がいのある児童に対して、適切な就労支援と将来の就労も含めた一貫した相談支援体制を構築します。

『すこやかファイル』を小学校入学時に全児童に配布し、子どもの成長を家庭でも記録していきます。

就学進路相談等を開催し、相談体制の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症、軽度発達障がいのある児童が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

障がいのある児童の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を充実するため、各小中学校、幼稚園及び保育所に特別支援教育コーディネーターを配置します。

(4) 教職員の資質向上

教育委員会等の関係機関と連携し、各小中学校、幼稚園及び保育所の特別支援教育コーディネーターや支援員等を対象とする研修会を開催し、様々な障がいについての理解の促進と資質向上に努めます。

(5) 進路指導体制の充実

特別支援教育推進委員会を実施し、障がいのある児童・生徒の状況に適した進路指導が行えるよう、各関係機関の連携を強化します。

就職に関しては、在学中から実習を行い、障害福祉サービス利用や企業等へのスムーズな移行ができるように、関係機関や企業等との連携を強化します。特に、支援学校卒業後に障害福祉サービスの就労継続支援B型事業所の利用を希望する生徒に関しては、在学中より就労移行支援事業所で就労アセスメントを行います。これは、生徒の能力に合った就労の場を確認するものです。就労アセスメントにより、就労継続支援B型事業所利用が適当と判断されることで、卒業後の障害福祉サービスの利用がスムーズになります。

(6) 学校施設のバリアフリー化

教育委員会と連携し、障がいのある児童が支障なく学校生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮した学校施設のバリアフリー化に努めます。

障がいのある児童・生徒の入学が決定した段階で、障がいに対応した施設の改築を教育委員会に働きかけます。



第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の確立

本計画の内容は町行政の広範な分野にわたっているため、福祉・保健の分野を中心に関係各課による庁内の推進体制を確立し、既存施設の効果的な利用とサービスの充実に努めます。

2. 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、仙南広域圏で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

3. 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進にあたっては、各当事者団体や障がいのある人々の意見に配慮しながら推進していきます。

4. 地域での障がい者理解を深めるための啓発・地域との連携

地域の住民や企業に対して、障がいに対する正しい知識の普及に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指します。

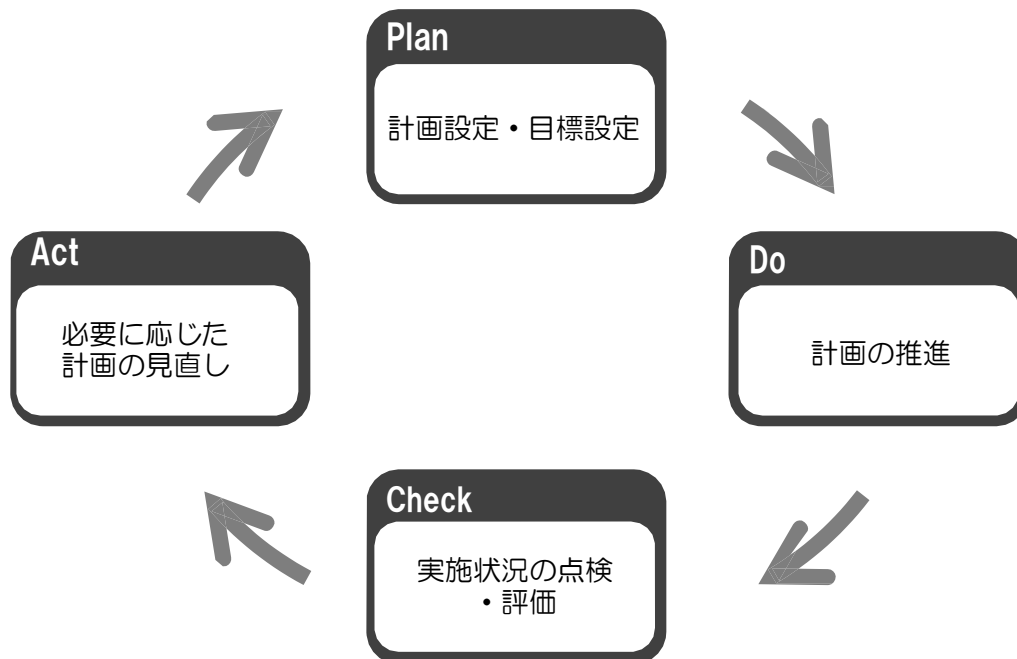


第2節 計画の進行管理と評価

1. 計画の進行管理

本計画は、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを循環させながら、平成30年度から平成32年度の3年間の計画の期間の中で、少なくとも1年に1回の実績把握を行い、分析・評価（中間評価）を行うとともに、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画期間中でも必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、中間評価や計画の見直しにあたっては、蔵王町障害者計画等策定委員会において協議、検討を行います。



2. 見込量確保の方策

障害福祉サービスについては、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、仙南広域圏での調整によりサービスの充実を図ります。また、県が実施する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、居宅介護従事者養成研修等への関係者の参加を促し、サービスの質の向上及び担い手の養成を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、関係機関との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努めるとともに、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。

資料編

1. 蔵王町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害者計画及び障害福祉計画、並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、蔵王町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に関する事
- (2) 障害者計画等の推進に関する事
- (3) その他障害者計画等に関する事

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉行政関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席を求め、説明や意見をきくことができる。

(謝礼金及び費用弁償)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼金を支給する。ただし、費用弁償については支給しないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 蔵王町障害者計画等策定委員会委員名簿

	氏名	役職	備考
1	菅原 礼子	蔵王町教育委員	1号委員
2	村上 修子	蔵王町社会福祉協議会 訪問介護事業管理者・専門相談員	2号委員
3	小石澤 邦彦	社会福祉法人 はらから福祉会 蔵王すすしろ所長	2号委員
4	八島 哲	社会福祉法人 白石陽光園 基幹相談支援センター アサント 専門相談員	2号委員
5	小熊 久男	社会福祉法人 はらから福祉会 はらから蔵王塾長 蔵王町知的障害者相談員	2号委員
6	大槻 千賀子	蔵王町民生児童委員	3号委員
7	田山 敏郎	蔵王町身体障害者相談員	3号委員
8	黒井 榮作	蔵王町民生児童委員 副会長 蔵王家族会 会長	3号委員
9	加川 和子	保護者代表	4号委員
10	佐藤 定子	保護者代表	4号委員
11	南 まどか	保護者代表	4号委員

【備考】

- 1号委員 学識経験を有する者
- 2号委員 福祉関係団体の代表者
- 3号委員 福祉行政関係者
- 4号委員 町長が適当と認める者

3. 策定経過

開催日等	内 容
平成29年6月23日	第1回障害者計画等策定委員会 ・ 策定スケジュールについて ・ 福祉に関するアンケート調査について
平成29年7月20日～ 8月31日	福祉に関するアンケート調査の実施
平成29年10月27日	第2回障害者計画等策定委員会 ・ 福祉に関するアンケート調査の結果について ・ 計画（骨子案）について
平成29年12月20日～ 平成30年1月5日	パブリックコメントの実施
平成30年2月2日	第3回障害者計画等策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画書及び概要版（最終案）について

蔵王町 第4期障害者計画
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL：0224-33-2211（代表）

